清末天津の羊毛貿易と通過貿易

村　上　　衛

はじめに …… 1
Ⅰ　中国における獣毛生産と開港場貿易の開始 …… 3
Ⅱ　羊毛貿易の発展と流通網の形成 …… 9
Ⅲ　通過貿易の発展 …… 18
Ⅳ　陝甘における羊毛貿易をめぐる紛争 …… 24
Ⅴ　「四聯単」計画の失敗 …… 33
おわりに …… 40

はじめに

1980年代におけるアジア交易圏論の提起により、中国経済史研究では海関報告・統計を用い開港場貿易の検討が進み、大きな成果をあげてきた(1)。内地で生産された輸移出産品を開港場まで引き出すための内地流通についても、生糸、茶、砂糖、大豆・大豆粕、綿花をはじめとする特定の産品や通過貿易(2)の検討が進んだ(3)。しかし、すでに形成された内地流通網についての静態的分析が多く、19世紀後半における内地の流通ネットワーク形成過程に関する動態的検討は非常に少ない。

そこで本論では天津における羊毛貿易を取り上げる。清末天津における主要な獣毛である羊毛（ウール）、ラクダ毛、山羊毛（カシミア）の輸出量についてみたのが図1であるが、当初はラクダ毛の後塵を拝して低迷していた羊毛の輸出は1880年代中葉から激増し、獣毛貿易の中核となったことがわかる(4)。こうした羊毛貿易拡大の結果、天津の貿易において羊毛は綿花とならんで最も重要な輸出品となり(5)、天津は中国最大の羊毛輸出港であった。また、羊毛貿易は生産地である内外モンゴルや山西・陝西・甘粛さらには青海・新疆から輸出地である天津までの輸送距離が非常に長く、その流通過程が複雑であること

図1　天津の獣毛輸出量

出典：各年度天津海関報告

から、内地流通のあり方を知るのに最も適当であると考えるからである。

天津羊毛貿易に関連する先行研究であるが、天津経済と羊毛貿易に大別できる。天津の経済については貿易に関する概括的な研究が行われてきたほか(6)、国内市場ネットワークの形成や(7)、天津と後背地の相互の関係が検討された(8)。また、天津商会檔案の存在から、天津における商人と商会の関係にも焦点があてられてきた(9)。

このうち、清末天津の貿易については、一次産品の輸出拡大が注目されてきた。その背景としては、地理的に華北地域における農畜産物の独占的な積み出し港としての地位を確立したこと、交易を支えるインフラである近代的運輸通信手段が華北では天津が先行する形で整備されたこと、日本・アメリカの一次産品需要が拡大したことが背景にあるとされてきた。これに対して木越義則は、1880年代後半から20世紀初頭にかけての一次産品の価格の安定と緩やかな上昇が農業部門の成長を支え、開港場市場圏の確立を推進したこと、さらに農業部門の技術的停滞から、開港場市場圏の他地域への波及効果には限界があったことを指摘した(10)。

羊毛貿易の全体像については、先駆的には金建寅の研究があるほか、近年も検討が進んでいる(11)。また戦前の日本による調査報告は現在も有用である(12)。さらに甘粛・寧夏・青海

における羊毛貿易も注目されており[13]、回族やチベット族などの役割や地域の商業的発展も取り上げらている[14]。

以上の研究によって羊毛貿易は多面的に検討が進められてきた。しかし、これらの研究は主として20世紀以降、特に1920–1930年代の史料を用いているため、19世紀後半から20世紀初頭にかけての羊毛貿易形成期についての分析が少ない。そのため、1880年代以降の輸出激増の背景に関しては、20世紀以降の史料に基づき、すでに形成されていたネットワークについての概括的検討は行われてきたが、流通網の形成過程や、それと深く関連した通過貿易についての検討が進んでいない。そして、内陸諸省の当局の羊毛貿易への関与についても等閑視されてきた。

そこで本論では、獣毛生産について羊毛を中心に概略をおさえたうえで、開港以後の獣毛貿易の停滞とその課題を検討する。次いで獣毛の内地流通網の形成を概観したうえで、内地流通網の形成に通過貿易が果たした役割を解明する。そのうえで20世紀初頭の中英の外交交渉をてがかりに、生産地である甘粛省などの地方当局の通過貿易対策と三聯単の運用のあり方の意味を明らかにしたい。

史料としては主として駐天津イギリス領事報告をはじめとするイギリス外交文書を使用する[15]。これは、天津の外国貿易の中でイギリスが圧倒的な地位を占めていただけでなく[16]、天津の羊毛輸出貿易がイギリス商人を中心に行われていたことにより、外国領事の中でイギリス領事が羊毛貿易に関わる紛争に最も深く関与した事による。

Ⅰ　中国における獣毛生産と開港場貿易の開始

1　獣毛の生産

(1) 羊毛

歴史的に中国における羊は、食用としては肉や乳、脂肪が利用され、衣料用には皮が用いられており、毛織物の原料用に羊毛を採取することは少なかった[17]。また、モンゴルなどでは、羊皮はテントにも用いられ、羊の糞は燃料としても使用された[18]。

中国の羊は中央アジア原産のアルガリ種である。気候や飼育方法の違いから、地方毎に体格や毛の品質には多少の相違があったが、いずれも尾部に脂肪を蓄える脂尾羊で、清末の時点では品種改良は行われておらず、全て在来種であった[19]。

羊の飼育頭数についての正確な統計はない[20]。南満洲鉄道株式会社臨時調査委員会が海関統計や鉄道輸送統計に基づいて行った1930年頃の推計では、中国全土で4,000万頭が飼育され、そのうち遊牧地帯が2,400万頭で過半を占めていたとされる。このうち、外モンゴ

ルが760万頭、内モンゴルが798万頭、甘粛が536万頭、青海が477万頭、新疆が430万頭、山西170万頭、満洲107万頭、直隷109万頭、陝西と河南がそれぞれ100万頭、山東が90万頭、その他が400万頭と見積もられている[21]。清末の状況についてはこうした民国期の推計から類推するほかないが、頭数は1930年代よりも少ないものの、地域別の比率は大きく変わらなかったとみてよいだろう。

中国における羊毛の産地はほぼ上記の羊の飼育頭数と同様、内外モンゴル、甘粛、青海、新疆を中心とし、陝西、山西、河北、山東などの華北や東北地方に広がる[22]。生産量は飼育頭数に比例するかどうかは正確には分からない[23]。また、輸出用の羊毛の場合、時期によって主たる産地は異なり、後述するように開港当初は天津に比較的近いモンゴルが中心であったが、次第に産地は西北の奥地へと広がっていった。

飼育状況は遊牧地域と農耕地帯によって異なっていた。モンゴルや西北の遊牧地帯では遊牧は生業であり、夏は河岸や山頂に放牧し、冬は渓谷や北方に山を背負う地域に移動するというもので、冬期に寒気や飢餓で羊を失う事が多かった。飼育の規模は1群で数十から数百頭、千頭に達するものもあった。青海の事例では1万頭に達するものもあり、1人の管理数は400–500頭であった。一方、華北を中心とする農耕地帯では副業的に羊の飼育が行われ、夏期に丘陵や河畔などの非農耕地で放牧し、冬期の3–4ヶ月間は牧舎で飼育した。規模は1人の牧夫に対して20–30頭が多かったが、共同の放牧の場合は200頭を超えることもあった[24]。ここからは、遊牧地域は大規模な集荷に適しているが、生産が不安定なことがうかがえる。こうした飼育状況は羊毛貿易を大きく規定することになる。

品種は採毛の時期、方法および形状により分類されていた。採毛の時期によっては春毛・秋毛に二分され、外モンゴル・新疆・青海・甘粛省西北部などの寒冷地では春に1回、甘粛省東部やその他の華北諸省などは春秋の2回、採毛された。このうち春毛の方が高品質で生産量も多かった。1887年6月の駐天津日本領事館の報告では春毛は套毛、抓毛、皮抓毛、羊羔毛、剪毛、秋剪毛などに分かれていた。套毛は冬期に羊の体を保護して長く密生したものが、春に自然脱落するのに先立って旧暦5–6月頃に剪毛するもので、形状が外套に類似するために套毛（fleece wool）と呼ばれた。抓毛は旧暦4月頃に抓子といわれる鉄製の熊手のようなもので羊から掻き取るもの、散抓毛は清明節前後に抓毛と同様に掻き取るもの、皮抓毛は生羊を殺した後に皮を剥いだ後に掻き取るもの、羊羔毛はハサミで刈りとった子羊の毛である。また、剪毛・秋剪毛はそれぞれ旧暦の7月・8–9月にハサミで刈り取ったものになる[25]。

このうち甘粛・青海産の羊毛は套毛であり[26]、他に内外モンゴルや陝西産も多くが套毛であった。抓毛は山西・直隷や内モンゴル、散抓毛は直隷・山西・山東などが産地であった[27]。

それぞれの地域の羊毛の価格であるが、1887年の駐天津日本領事館の報告では100斤（1ピクル）につき、抓毛が12両7銭、皮抓毛が12両、羊羔毛が8両5銭、套毛が6両3銭–7両、剪毛が4両、秋剪毛が4両5銭であり、剪毛と秋剪毛は最も低品質で、外国人は購入せず、中国人向けであったとされる。そして中央モンゴルの毛が集まる帰化城（フフホト）経由のものの方が、ドロンノール及び東部モンゴルの毛が集まる張家口よりも量も多く、また品位が上であったとする[28]。ここからは、羊毛価格の地域差が極めて大きく、また当初はモンゴル産の羊毛が中心に扱われていたことが分かる。

一方、1890年代になると、品質が最も優れていると評価されたのが甘粛産の羊毛であり[29]、1909年頃のイギリス商人の評価では、西寧で集荷されるものが最良とされた[30]。1910年春の天津における100斤あたりの価格をみると、套毛のうち、西寧が26両半、西路（帰化城･包頭、陝西省、甘粛省方面）が23両、その他の羊毛は18–25両となっており、やはり西寧の套毛が最良とされている[31]。この西寧で集荷されるものは、主として青海と甘粛の一部およびチベットで生産される羊毛である[32]。したがって、輸出向け羊毛産地の奥地への拡大にともない、品質が評価される羊毛の産地および種類が甘粛方面へと変わってきたことがうかがえる。

もっとも、世界の羊毛貿易全体としてみれば、中国産羊毛の品質はオーストラリア産と比較して低く、ヨーロッパに輸出して上等な毛布に使用することには適さなかった[33]。そのため、中国産羊毛の市場は大半がアメリカであり、次いでイギリス、ロシア、日本であった[34]。最大の市場であるアメリカにおいては、中国産羊毛はカーペット製造の原料として用いられており[35]、日本向けは20世紀初頭においてオーストラリア産羊毛と混ぜて軍用羅紗に用いられた[36]。

（2）ラクダ毛

ラクダ毛は春季にラクダの体躯より掻き取るもので、繊維は細い。種類としてはもっぱら毛を取るために飼育されたラクダから自然脱落したものを集めた黄毛と、役畜用のラクダの自然脱落したものを収集した黒毛があった。開港前はモンゴルにおいてロシア人との取引があったが、開港後は主に天津から輸出され、生産地は青海、チベット、甘粛省北西部・西部、モンゴルなどに広がっていた。1887年頃の天津においては帰化城附近が黄毛、張家口および北京付近が黒毛の産地として知られているのみであり[37]、産地は限定されていた。その後、1906年頃には張家口経由で移入されるラクダ毛の産地は庫倫ないしイリ地方とされ[38]、羊毛と同様に輸出向け産地の奥地への拡大がうかがえる。

ラクダ毛の価格についてみると1866年の天津海関報告では、平均1ピクル5両、モンゴルで購入される良質のものが1ピクル10–11両とされた[39]。したがって、品質による価格

差が大きく、これも羊毛と同様である。

なお、ラクダ毛の市場であるが、開港後のラクダ毛の輸出先は大半がアメリカ（ニューヨーク）で、下層階級向けの粗悪なショールに用いられた。また、イギリス（ロンドン）に輸出されたものは普通の羊毛と混ぜて毛布やカーペット、粗布に用いられた[40]。そして、次第にイギリス向けの比重が高まり、20世紀初頭にはほとんど全部が上海経由でイギリスに輸出されるようになっていた[41]。また、国内向けとしては、天津ではラクダ毛に綿の縦糸から一種のドラゲット絨毯が生産され、カーペットに用いられていた[42]。

以上から、羊毛・ラクダ毛は開港後における輸出向け生産地の拡大、主たる生産時期（春）、価格幅の大きさ、当初の主な市場はアメリカといった共通点が多いことが分かる。以下、開港後における両者の貿易の展開をみていきたい。

2　天津羊毛貿易の開始と停滞

（1）羊毛

天津の羊毛貿易は、開港直後から始まっており[43]、1865年の天津海関報告によると、その産地は内モンゴルに隣接する直隷省の喇嘛廟（ドロンノール）附近であった[44]。しかし、開港直後の羊毛の輸出は微々たる量であった。例えば1861年の天津からの羊毛輸出量は約1,804ピクルにすぎないし[45]、1864年には輸出量が前年の4分の1に減少するに至った[46]。さらに1871年には羊毛貿易は壊滅的な状況に陥り[47]、回復するのは1874年になる[48]。

このような羊毛貿易停滞の背景であるが、開港直後の1862年に、イギリス公使館付書記官ニール（E. S. J. Neale）陸軍中佐は、輸出品がふるわない天津の中で羊毛は期待されていたものの、大量に外国市場向けに入手できる見込みはなく、輸出に適さないほど汚れた状態にあるとしている[49]。つまり、課題としては、（A）品質と天津への大量の供給、すなわち（B）集荷が開港当初からの課題と分かる。

天津への供給に関連してみると（B）集荷以外に（C）輸送コストと（D）輸送中の税負担が問題であった。1865年頃の場合、輸送手段の不足と外国商社の中国人使用人の悪辣ぶりから、モンゴルの主要都市から天津までの出費は商品価格の100％にもなったとされ、さらに天津からイングランドまで同額のコストを要した。そして輸送費は天津でのコストの約66％に達したという。それゆえ、天津から外国人が輸出してもほとんど利益が得られなかった[50]。

（C）輸送コスト増大の原因は輸送手段にもあった。羊毛の輸送は1年のうち9ヶ月はラクダを使用し、ラクダ1頭は3ピクルを積載したが、夏はラクダ以外のラバや牛・馬・驢馬が牽引する荷車を使用するために輸送量が減少し、コストも増大したという[51]。

もう一つの重要な課題である（A）品質について、1866年の天津海関報告は、モンゴル南部では羊の頭数は多いが、その羊毛については注意が払われず、その多くが冬の間に死に絶えていたとする。また、モンゴル南部から200マイルを経て天津に持ち込まれた生きた羊は1頭2.5ドルしかせず、羊そのものの質は良かったものの、羊毛は粗悪で、所有者にとって価値はなかったとも述べている(52)。したがって、開港当初からの品質は低く評価されており、先述したように羊毛以外の用途に用いられたこともあって、羊毛への関心も低かった。

品質問題の背景としては、羊毛が国内消費用であったことがあげられる。天津在住のヘンダーソン（J. Henderson）によれば、1860年代半ば頃、モンゴル東部の現地の人々は羊毛をフェルトに用いていた。また、そして、モンゴル東部産の最良の羊毛も天津では毛布地に用いられる程度であった(53)。つまり、生産地ないし天津における消費が中心であり、輸出向けの品質に対する配慮はなかった。

羊毛の品質問題は産業振興にも影響した。例えば、1880年に陝甘総督左宗棠が蘭州において開設した毛織物工場である蘭州機器織呢局においても、原料の羊毛の品質が低いことから製品の品質が低くて販路を広げることができず、経営不振と1882年の生産停止につながっていった(54)。

価格についてみると、1867年の天津海関報告では、モンゴル羊毛の価格は1866年までの4年間では平均1ピクル12両であったとされるが(55)、図2が示すように、その価格は1880年代は停滞しており、これも品質の改善がみられないことを示しているのだろう。

このような状況の中、1880年代半ばまで、羊毛貿易は停滞する。それでは、羊毛と類似した特徴をもつラクダ毛貿易はどのような状態であったのだろうか。

図2　天津の獣毛価格（1ピクル当たり）

出典：各年度天津海関報告

(2) ラクダ毛貿易の停滞

ラクダ毛貿易は羊毛貿易より早く発展し、1870年代中葉には天津の輸出貿易において麦藁真田紐とならび主たる特産品となった。輸出貿易は完全に外国人商人の手中にあったが、相当量が中国人商人によってモンゴルで買い付けられて天津に運ばれた[56]。

1879年の天津海関報告では、帰化城がラクダ毛にとって唯一の正規の市場であるが、これはモンゴル人が市場を1ヶ所にすることで高価格を狙っていることが背景にあったとされる。ラクダ毛への支払いは通常馬蹄銀であったが、磚茶や綿製品とのバーターも行われていた[57]。1873年の海関報告によれば帰化城におけるラクダ毛貿易において馬蹄銀よりも、良質な30インチのドリル（綿布）との交換が好まれたとされるから[58]、もともと綿布などとの物々交換が主体であったものが、馬蹄銀による支払いへと転換してきたことが予想される。

内モンゴルからの天津へのラクダ毛の輸送費をみると、帰化城から張家口までのラクダ・ラバ・荷車による輸送費は1ピクルあたり8銭、張家口から通州まではラクダで4銭5分ないしラバで7銭、通州から天津まではボートで1銭を要した。その結果、帰化城における価格は1ピクル6.25–6.5両であったが、天津での価格は1ピクル12.8両となったとされ、羊毛も同様であったとされる[59]。したがって、羊毛と同様に輸送費の負担が大きいことが分かる。なお、ラクダ毛を輸送してきたラクダは天津からの帰途、茶を積載しており[60]、ラクダ毛貿易はキャフタ経由でのロシアへの茶貿易と密接につながっていた。

貿易の障害となったのは税負担であった。1877年に最も低質な産品は1ピクル2ドルで買い付けられ、天津で洗毛された最良の商品は16ドルになった。そこで洋関は価格を6.5ドルとみなしてその5%を課税したが、清朝側が天津での価格に対応した額の課税を要求し、結局価格を10ドルとみなして課税されることになった[61]。しかし、図2が示すように貿易の不安定ゆえにラクダ毛価格も変動幅は大きく、また先述のように品質による価格差も大きかったから、場合によっては過剰な課税となり、貿易を阻害する可能性があった。

税負担とともに課題となったのは、羊毛と同様の、濡らしたり砂を混入したりすることによって重量を増やすという品質問題である。すでに1865年の天津海関報告はラクダ毛について最も品質が低く、汚れており、大量の混入物があると指摘している[62]。イギリス領事は1876年の報告で、天津において雑物を除去して、再包装されることになり、従来よりもはるかに清潔になったとされた[63]。また、1879年の海関報告によれば、天津から輸出されるラクダ毛の5分の1が徹底的に雑物を除去され、蒸気によってコンパクトな梱にプレスされ、黄色い麻布の袋に入れられ、鉄製のフープで固定されたとされる[64]。したがって、基本的に天津到着後に雑物が除去されており、到着前には雑物を除去されていなかったと

思われる。事実、ラクダ毛は1887年においても重量の50%、場合によっては80%を泥や塵が占めていたし[65]、1891年においても依然として汚く、天津における外国商社の雑物除去によって重量は大幅に減少した[66]。このように、天津という中国からの出口における対応が品質を保証するようになってきたが、全体的には羊毛貿易と同様に天津に持ち込まれる段階での品質の改善が遅れていたことが分かる。

以上のようにラクダ毛貿易は（A）品質や（C）輸送コストや（D）輸送中の税負担など、羊毛貿易と同様の問題を抱えていたため、貿易は不安定であった[67]。そして1880年代以降は停滞し、羊毛のような発展をみることはなかった。これは山羊毛も同様である。もっとも、両者の貿易は停滞したが、衰退することもなく維持された。これは、羊毛貿易を行う商人がラクダ毛・山羊毛を同時に買い付けており[68]、天津における輸出商人などもフォーブス商会をはじめとして羊毛貿易と共通していたから[69]、羊毛貿易の拡大が他の獣毛貿易に寄与していたからであろう。それでは、ラクダ毛と同様に（A）品質、（B）集荷、（C）輸送コスト、（D）輸送中の税負担といった課題をかかえる羊毛貿易は、他の獣毛と異なりどのように課題に対処して発展していったのだろうか。

Ⅱ　羊毛貿易の発展と流通網の形成

1　羊毛貿易の発展

図1にみられるように、羊毛貿易は1880年代に本格的に拡大した。まず、1881年の香港上海銀行天津支店の開設により、外国商社が金融サーヴィスを受けて活動を活性化させ、ヨーロッパやアメリカとの直接貿易が増加した。その中で1883年から羊毛貿易も拡大し[70]、1880年代後半にさらに激増する。この背景には低廉な価格があった[71]。価格変動はあるものの、図2にみられるように、基本的に羊毛価格の安定的な上昇は1890年代後半までみられない。こうした傾向はラクダ毛や山羊毛についてもみられ、木越の指摘する天津全体の一次産品価格の安定的な上昇傾向からはやや遅れて獣毛価格が上昇したことになる。

価格上昇がみられないことの背景には、（A）品質問題がある。天津海関報告によると、1880年代後半、麦藁真田紐、羊毛をはじめラクダ毛、山羊皮など、天津からの輸出は拡大したが、これらの商品の品質は徐々に低下し、評判は悪く、詐欺的行為も横行するようになっていた[72]。1887年頃には品質が低くて天津で外国人に拒否された上記のような産品は上海に転売され、そこで騙して売りつけることもあった[73]。こうしたことから、羊毛貿易の拡大が品質向上をもたらさなかったことが分かる。この点は、生産の拡大が品質改善につながらず、むしろ混入物による品質低下を招いた茶貿易などと同様のパターンといえよう[74]。

一方、1887年頃に帰化城では天津に送付する前に羊毛の雑物を除去しているという記事もあり、輸送中の集散地で品質改善が行われていた[75]。同年11月頃、天津に搬入された2,000ピクルのモンゴルのラクダ毛ないし羊毛の雑物は17％であったという[76]。また、1891年の海関報告では羊毛の品質は良好と評価されている[77]。しかし、1898年の海関報告では、天津に運ばれてくる羊毛の50％が泥であり、ラクダ毛も50％近くがそうであったので、税もそれに相当する額が支払われていたとされる。そして、他の大陸との競争において価格優位性が失われて貿易が破壊されることが懸念されている[78]。つまり、19世紀末の時点でも品質は不安定で（A）品質の問題が解決されていないことになる。

その後、1901年以降になると、それまで30–45％を占めていた泥などはほとんどなくなったとされる[79]。また、天津においては1906年ごろには少なくとも先農公司や日本の武斉洋行の洗毛工場が稼働していた[80]。したがって、世紀転換期には少なくとも天津における品質の改善があったとみてよいだろう。これはその後の羊毛貿易を促進したと考えられる。もっとも、こうした混入物の問題は内陸においては長期にわたって続いたから、（A）品質問題は完全に解決しなかった[81]。

なお、図1にみられるように、羊毛貿易の時期的な増減は激しい。1893年の減少はアメリカ金融市場の混乱と課税廃止への期待から購入を差し控えたためであり[82]、1896年はアメリカの大統領選挙と甘粛における反乱にともなう供給停止により輸出が減少[83]した。また1898年は米西戦争が影響して減少し[84]、1909年もアメリカ貿易の回復で畜産品輸出が増大している[85]。したがって、最大市場であるアメリカ市場の状況により大幅な増減がみられることが分かる。

1900年は義和団事件の結果、ほとんど全てが軍事輸送に振り向けられたため、その年の後半、輸出貿易はほとんど停止した[86]。翌年も内地の交通路の安全が確保されないこと、三聯単が無視されることだけでなく、内地における交易や銀行業の困難さから輸出貿易は減少していた[87]。一方、1904年は日露戦争の影響で激増している[88]。このように、中国国内の事情も羊毛貿易に影響していた。

以上のように、アメリカ市場や中国国内の政治変動の影響で羊毛貿易は大きく変動し、また価格もそれに応じて変化している[89]。20世紀初頭まで品質には改善があまりみられなかったにもかかわらず羊毛貿易が拡大したのは、基本的にアメリカの需要増大に流通が対応したためである。それを可能にしたのが、内地流通網の発展であった。それでは天津への供給に関わる（B）集荷、（C）輸送コスト、（D）輸送中の税負担の問題は如何にして解決されていったのだろうか。

2　羊毛流通網の形成

(1) 内地流通網の拡大

中国における羊毛流通網の終点は、天津における外国人輸出商人である。1906年の状況をみると、羊毛取扱量17万1,600ピクルのうち、ウィリアム・フォーブス商会（William Forbes & Co.：仁記洋行）が6万ピクル、リッデル兄弟商会（Liddell Brothers. & Co.：平和洋行）が2万ピクル、ウィルソン商会（Wilson & Co.：新泰興洋行）が1万5,000ピクル、ジャーディン・マセソン商会（Jardine Matheson & Co.：怡和洋行）が1万3,000ピクル、コリンズ商会（Collins & Co.：高林洋行）が1万ピクルを占めるなど、イギリス系商社が上位を占め、このほか、1万3,000ピクルを扱うスタマン商会（Stammann & Co.：世昌洋行）などのドイツ系商社が有力で、他にアメリカ、日本、フランス、オランダ系商社が存在した(90)。

この天津の商社による内陸奥地からの羊毛調達であるが、まず、天津における欧米商社ないしその買辦の代理人の内陸への展開が進んだ。1870年にはフォーブス商会の者が中国人を帰化城に派遣してラクダ毛を買い付けたとされる(91)。

一方で、中国人商人側からの働きかけもあった。例えば1872年には山西商人の馬永昇が甘粛省から羊毛およびラクダ毛の見本を天津に持ち込み、ウィルソン商会に示し、同商会はその見本を本国に送付して研究した結果、1880年に買辦馬永昇を帯同して甘粛省において羊毛買い付けを行っている(92)。山西商人は明代にはモンゴル方面、清代には新疆方面の貿易ルートを拡大しており(93)、この羊毛貿易の発展にも大きな役割を果たしていたことがうかがえる(94)。

以上の経緯から、フォーブス・ウィルソン両商会は羊毛貿易の中心となった(95)。その後、代理人による奥地の買い付けも進み、張家口から西進して1882年に帰化城、1883年には包頭、1885年には寧夏、さらには西寧に達した(96)。

代理店数も増大し、1908年には庫倫に羊毛などを扱う天津のイギリス商人の代理店5店、ドイツ商人が1店あり(97)、1910年には西寧には羊毛を扱う代理店が8店あった(98)。また、1910年ないし1913年の調査によれば、石嘴子にも6店（英商4店・独商2店）、寧夏に4店、包頭には6店（英商4店、独商1店、露商1店）あったという(99)。このほか、『甘粛全省財政説明書』も羊毛・羊皮を購入する洋行が丹噶爾に十数家、西寧県に数家あるとし、花馬池にも洋商が多数往来しているとする(100)。20世紀初頭、買辦は内地に自己の資本ないし知人・友人の資本を借り入れたりして本店と同一の字号の洋行を内地に開設し、羊毛の注文も基本的に買辦が行い、本店が直接行うことはなかったとされるから(101)、これらの代理店の多くは実際には買辦が運営していたとみてよいだろう。

取引のあり方であるが、1887年6月の駐天津日本領事館の報告によれば、外国人商人は

地図1　天津羊毛貿易

4–5月頃に買辦と契約し、買い入れる毛の種類、数量、金額などを詳記した契約書を取り交わして、契約金若干を渡すと、買辦は直ちに人を生産地に派遣し、毛商に詳しい事情を申し込んで買い入れしようとする毛の種類を取り調べ、買い入れ契約を交わした。先述のように羊毛の採取は主として春に行われたが、夏期はラクダによる運搬が困難なうえ、にわか雨などによって湿気により毛貨に損害がでる恐れがあるため、秋になって運搬し、天津に来た際に買辦がこれを査収して買い主に引き渡して金額を受け取り、為替によって産地の毛商に送付する慣習であったという。その際には天津の山西票号の帰化城・張家口の支店が用いられたとされる(102)。ここからは基本的に外国人商人―買辦―毛商―生産者という形の流通網の形成がうかがえる。これが（B）集荷問題の一定の解決に寄与したことが想像される。

一方、1896年の駐天津イギリス領事報告によれば、商社の代理人は西寧に到達すると、地方の小売り商人に前貸しし、小売り商人はさらに内地に入ってモンゴル人やテュルク系

の人々と穀物や手工業品を羊毛と交換したとされる[103]。ここから内地の買い付け人に対する信用供与の存在が分かる。

20世紀に入ると、信用供与は拡大した。1905年の駐天津日本領事の報告は以下の様に述べる。羊毛を買い付ける商人が西寧附近の羊毛産地である丹噶爾地方に入って好成績を収めたことから、買い付け商人が競って丹噶爾に入り、短販と呼ばれる買い付け人を使用した。当初は短販に支払う手付け金は1–2割であったが、次第に競争が激しくなると、短販を買収する必要が生じて手付け金の相場が高くなったため、購買組合を設けて市場に集まる羊毛の数量に対して各商人がその買い入れ高を規定し、例えばウィルソン商会は2株、コリンズ商会は3株といった株数を定め、買い入れの競争によって相場が暴騰するという弊害を取り除いた。しかし、短販が複数の商人から手付け金を取ってこれに対する貨物を渡さないという問題が生じ、4–5人の買い出し商人からそれぞれ3,000斤の手付け金を受け取ったにも関わらず、貨物は1人の買い出し商人の手しか渡らないこともあった。そこでウィルソン商会などの外国人が自ら取り立てのために当地方に赴いたが、短販は奥地に入って僅かな取り立てを行うにすぎず、羊毛を買い付ける商人の短販による損害は大きいものは3割、その他の平均は1割5分に達した。丹噶爾の牧民の多くが「回徒」で、短販の多くも「回徒」であり、漢人は言語が通じないために短販の手を借りざるを得かった[104]。

ここからは外国人商人―買辦―買付商人―短販―生産者といった流通の重層化と手付け金の規模が一層拡大していることがうかがえる（図3の20世紀初頭（A）参照）。一方で、

図3　内地流通構造

チベット人も丹噶爾に羊毛を販売に来ているなど[105]、丹噶爾庁には漢族以外にチベット、モンゴル、回民など多民族が雑居していたこともあり[106]、末端における信用の形成が困難であったことがうかがえる。

もっとも、こうした問題はあったものの、外国商社の内地における展開は一層進み、信用供与も拡大した。例えば、義和団事件の際に一時回収が困難になった甘粛などにおける買辦からの手付け金の総額は37万5,000両以上に達した[107]。そのうち甘粛省西寧の新泰興で羊毛を買い付けていた蘭州府靖遠県人張静奄は5万両の欠損を出していた[108]。また、後述する1907年の甘粛省寧夏府の花馬池における課税事件の際、イギリス商人は当地だけで手付け金が30万両あるとしていた[109]。

こうした手付け金の拡大は、さらなる外国商社代理人たちの内地への進出をまねき、辛亥革命時になると、ウィルソン商会の1911年11月の天津領事宛の書簡では、同商会の代理人たちは表1に示す地域に商品（羊毛・ラクダ毛・山羊皮・山羊皮製品・山羊毛・牛皮）と銀両など116万5,100両を有していた[110]。その中でも特に甘粛省の西寧と寧夏、帰化城・包頭（西包頭）への集中が著しいことが分かる。

1912年12月のイギリス商社の天津領事宛の書簡でも、彼らの甘粛省における支店の資金は100万両以上、手付け金は60–70万両、スタッフは約200人に達していたとある[111]。こ

表1　辛亥革命時、ウィルソン商会の内地資産

	地名	店名	価値（両）
直隷省	豊台	天聚德	15,000
	順德	天聚德	3,900
	張家口	天聚公	35,000
山西省	交城	天聚德	20,600
	帰化城・西包頭	天聚公	235,000
		天泰和	67,000
		天聚德	38,400
甘粛省	寧夏	天聚公	170,000
	西寧	天聚公	569,000
モンゴル	庫倫	天聚公	11,200
	合計		1,165,100

出典：FO228/1845, Encl. No. 1 in Fulford to Jordan, No. 1, January 8, 1912. 中国第一歴史檔案館・北京大学・澳大利亜拉籌伯大学編『清代外務部中外関係檔案史料叢編――中英関係巻』第3冊・通商貿易、中華書局、2008年、522–523頁。

こからも、現地での信用供与の拡大をみてとることができる。それが（B）集荷の問題の一定の解決につながったとみてよいだろう。

とはいえ、1896年頃には欧米商社代理人が西寧に赴くまで2–3ヶ月を要したうえ、そこからの交通手段が劣悪なことにより、現地の業者が委託されている十分な羊毛を集荷するのに何ヶ月もの時間を必要とした。また、そもそも代理人が良質な市場をみつけられない場合があり、特殊な種類の羊毛の買い付けの場合は調達するのに1年以上かかる場合もあった[112]。後述するように、集荷は必ずしも外国商社の望むような形では行われていなかった。したがって、（B）集荷の問題が完全に解決したとは言い難い。それでは、（C）輸送コストの問題に関わる貿易ルートは具体的にどのように形成されていたのだろうか。

（2）貿易ルート

1905年ごろの状況をみると、西寧附近の丹噶爾地方から出荷する場合、骨と肉を抜いた牛ないし羊の胴中に羊毛を詰め込んで穴を縫合したものを連結した皮筏で水路を下り中衛に達し、そこで陸揚げして羊毛を乾燥させ、同地で荷造りを改めて俵とし、小型の船に乗せて石嘴子に下り、そこでまた船をより大型のものに換えて包頭に出たとされる[113]。また、後述するように中衛以外では石嘴子や包頭でも再梱包が行われていた[114]。西寧からの日数は、1918年頃の状況であるが、西寧から張家口までラクダで約50日、筏を使用した場合は西寧―石嘴子間15–20日、石嘴子―包頭間6–10日、包頭―張家口間は馬車ないしラクダで13–14日を要し、合計40日であったとされる[115]。

また、1906年頃、庫倫・キャフタ附近の羊毛は庫倫に集積され、ラクダに載せて張家口まで1ヶ月かけて運送された。ドロンノール・興化鎮附近の羊毛はドロンノールに集中し、馬車ないしラクダで張家口に7–10日で輸送された。また、帰化城・包頭および陝西・甘粛地方の羊毛は帰化城に集まり、8–10日で張家口に輸送された。こうしてモンゴル・甘粛・山西北部産の羊毛は張家口に集まった、張家口への羊毛は、20世紀初頭において、庫倫・キャフタ方面からが50％、ドロンノール・興化鎮方面からが25％、帰化城方面が20％、張家口附近が5％程度であったとされる[116]。

以上を図示すると図4のようになり、陝西・甘粛方面は帰化城経由、モンゴル方面は庫倫・ドロンノール（喇嘛廟）経由で張家口に羊毛の多くが集積していることが分かる。そして、張家口までの輸送手段には大きな変化はみられない。

張家口から天津には、1906年頃までは張家口から南方の豊台に出て鉄道で輸送するものが多く、外国人がこの方法を用いたが、通州から北運河沿いに天津に向かうものもあった。このほか、山西南部・直隷西部産羊毛は獲鹿・正定から子牙河を下り天津へ、河南・山東産羊毛はそれぞれ道口鎮・徳州から南運河を経て天津に送られた。甘粛から天津までの運

陝西
鳳翔
清水
泰州
固原
海城
平遠
花馬池
石嘴子
寧夏
黄河
甘粛
中衛
蘭州
西寧
貴德
丹噶爾
モンゴル
青海
0 35 70 105 140 km

地図２　甘粛省羊毛貿易

図4　内地の羊毛流通

賃は甘粛から張家口までが1ピクルあたり3–4両、張家口から天津までが平均1両前後で、平均すると合計で約5両であった[117]。

この張家口―天津間の輸送費は、先述したラクダ毛の輸送費が1870年代に張家口から天津まで1ピクルあたり5銭5分～8銭要したのと比較すると、あまり改善したようにはみえない。これは内陸部における輸送手段の近代化がみられなかったからであろう。もっとも1909年には豊台から張家口まで鉄道が通じると、輸送コストは低下し、羊毛貿易の発展に貢献したと思われる。事実、1909年の海関報告は、畜産品の輸出貿易増大の背景の一つとして、鉄道の発展について指摘している[118]。

したがって課題としての（C）輸送コストは、張家口―天津間については改善されたとみてよい。もっとも内陸部の輸送手段の改善はみられないから、課題は依然として残されていた。

さらに問題になったのは、内陸の輸送ルートの治安である。まず、産地の丹噶爾附近では、羊毛・羊皮の買い付けは店舗を構える商人よりも利益があったが、しばしば「番匪」に強奪されて元手も利益も皆無となってしまうため、必ず「番目」にその保護を依頼した後に買い付けを行うようになったとある[119]。つまり、チベット族などの襲撃を回避するために、その頭目による保護が必要であったことが分かる。

また、中途の輸送路も危険であり、1906年頃、黄河の船頭がフォーブス商会代理人の運

送中の羊毛2,000カティを石嘴山附近で盗んで売却する事件が起こったが、寧夏の当局は犯行を把握しながらも、盗品売却を行っている商店の影響力があるため、商品を取り戻せないという事態に陥った[120]。また、1905年には衙役に扇動されて短販（jobber）の一団がフォーブス商会の中国人雇用人を襲って商品を奪うという事件も発生したが、地方衙門は保護や賠償を拒否していた[121]。したがって、地方の衙門関係者が強盗と結託していたり、仲介者が加害者になったりすることもあった。

さらに、張家口から察哈爾を経て庫倫に至る地位では馬賊が出没していたため、察哈爾都統はモンゴル騎馬隊の編成のために皮毛税を課して経費としていた[122]。こうした対応策もあり、治安問題は交易全体を損なうまでには至っていなかったが、一方で結果的に護衛などの（C）輸送コスト及び対策のための（D）輸送中の税負担を増やしていた可能性が高い[123]。

以上のように、流通網は拡大したが、（B）集荷、（C）輸送コストには根本的に解決しない課題も多く残されていた。そこで重要になってくるのが、（D）輸送中の税負担を免除される通過貿易であった。

Ⅲ　通過貿易の発展

1　天津通過貿易の開始と羊毛貿易

天津の通過貿易は、天津開港後に三口通商大臣が設置されて通過税を徴収することで始まった。1870年11月になると天津教案を契機に三口通商大臣が廃止されて津海関道が設置された。その後の手続きは、輸出品に関しては外国人商人が領事を通じて津海関道に申請し、海関道が発給した三聯単は領事を通じて商人に手渡された。輸入品の場合は外国人商人は直接海関道に申請するか、あるいは領事を通じて申請し、津海関道（常関）の役人が倉庫を検査して通過税を支払った。そのために、外国人税務司が統轄する海関を通じず、貿易統計も作成されなかった[124]。

羊毛に関わる輸出通過貿易は、1880年代後半においては、以下のような手続きを行っていた。まず、外国人商人は領事から津海関道に照会して内地における中国産品買い付け証明書である三聯単を受け取った。ここには「某国商人某土貨買い入れのために内地に赴く」と記して余白を残し、そこには買い入れる中国産品の数目を記すことになっていた。三聯単を受け取った商人は自らあるいは代理人を内地に派遣し、ある地方において中国産品を購入した。そして、通過すべき最初の内地の関卡においてこの3枚綴りの証明書を提出し、関卡はそのうち1枚を他の者から受け取った証明書とともに取りまとめて月に1度総理衙

門に送付し、1枚はその商品を輸出すべき開港場の常関に急送し、もう1枚は自分の所に留めておいた。この三聯単と引き換えに運照といわれる土貨運送証明を商人に与え、商人は運照を受け取って商品を輸送した。途中の関卡ではこの運照に補印して通過させ、最後に通過する関卡に至った際にまず常関に赴いて子口半税を支払い、輸出するときに正規の税を支払って輸出することになっていた(125)。

1875年の天津海関報告によると、天津の輸出通過貿易は1870年代から予想外の発展をみせた。同年に天津のドイツ領事館はラクダ毛買い付けのために張家口と帰化城向けに2通を調達した。1871年には帰化城からのラクダ毛のために3通、羊毛のために4通を調達した。1872年には15通となり、石炭のほか、ラクダ毛を帰化城・ドロンノール・張家口、羊毛を古北口で購入するために調達した。さらに1873年には30通が調達され、12通はラクダ毛と羊毛のために調達された。1874年にはこれが63通となり、33通が張家口、19通が帰化城向けであった。1875年にはドイツ領事館の調達数は22通と減少したが、8通が帰化城、6通がドロンノール、5通が張家口向けであった。同年、イギリス領事館は25通を調達したが、9通はラクダ毛向けであった(126)。ここから、当初はドイツ領事館の役割が顕著であることが分かるが、それは1873年にドイツ商社が張家口に進出したことにあるかもしれない。また、通過貿易が当初から獣毛貿易を中心に展開し、多くが獣毛の集散地向けに交付されていたこともわかる。

1875年の海関報告によれば、通過貿易による省政府の収入減少は多く、本来支払うべき税は実際に支払われた税よりも1ピクルあたり銀4銭ほど高かったとされる(127)。そのうえ通過貿易は基本的には外国人を対象としていたが、中国人の毛商は天津に居留している貧窮した西洋人に贈り物をしてその名義を借り、領事を通じて常関に転送し、三聯単を受け取って各地で毛貨を買い付け、子口半税のみを払って天津に輸入して西洋商人に売り込む者も多いとされた。また日本人商人も条約特権を得ていないために同様の手法を用いていたという(128)。こうした通過貿易のための外国人からの名義借りは鎮江などの他の開港場においても広くみられたことであり(129)、通過貿易は広範な人々に利用されることになったとみてよい。

以上の状況からみれば、中国の他地域同様、清朝の地方官僚による通過貿易の妨害があってしかるべきであった。これに関して同1875年のイギリス領事報告は、関卡において三聯単に対する妨害はあったが、天津の高位の官僚は三聯単が無視されないよう、内地の地方官僚に対して条約や関税協定や貿易規定のコピーを印刷して配布しており、こうした行為は減少すると予想している(130)。

そして同年の1875年の海関報告でも三聯単は尊重され、熱心な帰化城の官僚が税を請求

することもあるが、一度支払えば妨害はなかったとする[131]。一方、1886年のイギリス領事報告は以下のように述べている。

> 三聯単の適用される商品がさまざまな関卡で遅延させられることはしばしばあるが、どの場合でも津海関道にその件について通知されるやいなや、商品は解放されている。これらの遅延は関卡の官僚が商品の所持者から手数料を取ろうとすることが原因である。私は事態を天津に伝えることで遅延が生じることを避けるために手数料を支払ったケースがあると思う。しかし、そうしたケースでもゆすり取られた金の総額はわずかである。[132]

つまり、商品を輸送していた買辦を含む代理人たちが若干の手数料を支払うことで、関卡を通過していた可能性が高い。これは、他の地域においても関卡で若干の手数料を支払うことで通過貿易が「円滑」に行われていたのと共通している[133]。

1893年1月のイギリス領事報告でも、通過貿易は輸出の場合、近距離の商品は子口半税と内地諸税の差が少ないために、税の低い方を選択していたとする。もっとも遠方からもたらされる全ての種類の羊毛は通過貿易を利用しており、関卡での妨害は少なかったとしている[134]。ここからみると、通過貿易との税額の差を縮小することで、通常の貿易への誘導が行われていた可能性もある[135]。

以上からみれば、19世紀後半において通過貿易への地方官僚による妨害は概して少なく、関卡において若干の手数料を支払うのみであり、全体として貿易の発展をもたらしたといえるだろう。1875年の海関報告によれば、通過貿易が始まる前の1869年にラクダ毛の輸出は300ピクルにすぎなかったが、1874年には3,100ピクルを超えていた。そして通過貿易がモンゴルの製品をヨーロッパ市場に到達させたと述べているが[136]、まさに通過貿易こそが（D）輸送中の税負担という課題を解決し、羊毛に代表される内陸産品の開港場への引き出しに大きな影響を与えていたといえる。

2　三聯単の有効期限設定

この通過貿易について最初に大きな外交問題となったのは、三聯単の有効期限の問題である。1893年になると、天津の通過貿易の三聯単の有効期限がなく、12年前のものが使用された際に、津海関道の側から期限の設定が提起されているが、合意に至っていない[137]。

1896年にはウィルソン商会が4–7年前に発給された84通の三聯単について、内地で中国側の当局が期限が切れたとして使用を拒否したため、駐天津イギリス領事館通訳生サン

ディウス（A. J. Sundius）に対して更新を要請した[138]。サンディウスからの報告を受け、マクドナルド（Sir C. M. MacDonald）公使は最終的にソールズベリ（Lord Salisbury）外務大臣の回答により、領事が無料で更新することを認めた[139]。しかし、これは問題の解決にならなかった。

同1896年10月、サンディウスは天津のイギリス商人と会合をもった。その際にイギリス商人達は、発給後数年を経た三聯単が内地の釐金当局によって期限切れと見なされて拒否されることが甘粛やイリなどにおけるイギリス人の貿易に深刻な影響を与えており、三聯単の有効期限は最低でも4年間必要だと主張した。その背景には先述のように集荷に時間を要することがあった[140]。

そのうえ、1896年ごろには反乱によってある商社の5万ピクルの羊毛が1年以上西寧に留置されており、1895年の秋に到着するように委託された羊毛は輸送手段の欠乏によってどこかに止まっていて、1897年の春ないし夏以前には到着しないような状況であった[141]。

一方、三聯単に有効期限がなかったことに対し、中国側は有効期限設定を要求した。1897年6月のイギリス領事の報告によると、津海関道の駐天津外国領事に対する提案では、有効期限は直隷が9ヶ月、直隷の周辺諸省が12ヶ月、甘粛が15ヶ月となっていた[142]。

天津の外国領事や商業会議所および輸出商はこの提案は不適切だとみなした。8月26日になり、商業会議所は対案をだし、これは領事団の承認を受けて10月に津海関道に提起された。それによると、有効期限は直隷が1年、甘粛と新疆が3年、その他の省が2年となり、使用されていない三聯単は期限前ならば無料で交換されるとあった。これを海関道が受け入れ、周辺諸省とは山東、山西、奉天、黒竜江、吉林、庫倫、内モンゴルなどを指すと確認された。そして1898年1月28日に新しい規則が適用されることになった[143]。そこでは、有効期限を除き、1880年代の手続きと比較して基本的に大きな変化はなかった[144]。

このような状況の下、20世紀初頭には通過貿易は以下の様な手続きで行われるようになっていた。まず外国商社は天津鈔関で三聯単を申請し、そこに輸出用の羊毛や獣皮などを購入する予定の府ないし県の名称を記入するが、羊毛の量などは記入されない。発行された三聯単は外国商社の買辦によって、買辦らの代理人のいる大規模な集荷場である西寧府城などの府城にもたらされる。その府城の代理人たちは、その下位の代理人達を貴徳庁や丹噶爾地方などの集荷場に派遣し、彼らはブローカーか行商人を通じて羊毛などを集荷する。その際に、集荷された生産物は梱包されるものの、麻袋に入れられていない。商品は府城に送られ、十分な量が集まったら、代理人達は府城から三聯単をもって天津に送付する。西寧における取引の場合、代理人はその羊毛梱を黄河で下らせるか、ラクダの隊商で送り、それらはそれぞれ包頭ないし石嘴山（石嘴子）で開封されて品質悪化を防止する

ために大雑把に乾燥させ、汚れや砂を落とし、黄麻袋に再包装される。その後、最初の釐卡のある帰化城において計量が行われ、そこで三聯単が梱数と重量の記載された運照に交換され、そのもとで天津に送付される[145]。

ここから、外国人商人―買辦―代理人―下位の代理人―ブローカー（短販？）･行商人―生産者という流通網がうかがえる（図3の20世紀初頭（B）参照）。1880年代と比較して流通に介在する仲介者の増加をみてとれる。ただし、先述のケースである20世紀初頭（A）との相違は、情報源の違いに帰因する可能性がある。また、包頭・石嘴子と帰化城が、流通上かつ三聯単の貿易手続き上でも重要であることが分かる。

同時期、内モンゴルにおいても、外国人商人に雇われた羊毛商人が手付け金を代理商である歇家に渡し、歇家はより小規模な商人である販戸（小規模商人）と取引し、販戸が実際に生産者から買い付けを行った[146]。仲介者の介在の増大は広範囲で進みつつあった。

3　義和団事件と通過貿易

この通過貿易にさらに新たな展開をもたらしたのが、義和団事件であった。義和団事件にともなう1900年7月の八カ国連合軍の天津占領と、その後1902年8月まで続いた都統衙門による行政により、津海関道による発給は一時停止となった。そのため、外国領事が発行して都統衙門の印が押された三聯単が内地に送られ、天津に商品が届いた際に都統衙門に子口半税を支払うことになった。しかし、この三聯単は直隷省以外で通用せず。義和団事件前に津海関道が発行した三聯単も無効となっていた。そのため、フォーブス商会の商品は甘粛省の蘭州当局によって留置されることになり、直隷総督李鴻章はさらに2.5％の税を追加で支払うまでは商品を留置すると主張していた[147]。

同様の事件は1901年末、同じ甘粛省の西寧附近でもリッデル兄弟商会の羊毛押収という形で発生し、当局は領事発給の三聯単の効力を認めなかった[148]。その後、イギリス公使の要請を受けた外務部の甘粛省当局に対する商品返還を指示する電報にもかかわらず、現地の当局は羊毛押収を停止しないなど、混乱は続いた[149]。こうした甘粛における紛争はその後に続発することになる紛争の前触れであったのかもしれない。

一方、1901年からは海関がはじめて輸入品向けの通過証を発給して徴税を行い[150]、輸出向けの三聯単に関しては常関を引き継いだ天津鈔関が発行し、徴税を行うことになった[151]。こうした変更の中で貿易統計にはじめて通過貿易のデータが記載され、その後の状況は図5に示したようになり、輸出入において大きな伸びがみられた[152]。表2は1906年の通過貿易を示すが、その三聯単が使用された方面をみると、山西や張家口が多く、羊毛貿易に大きく関連していることがうかがえる。1904年の天津海関報告で天津は中国産輸出

図5　天津の通過貿易

出典：各年度の天津海関報告。なお、1899–1901年の通過貿易額には常関取り扱い分は含まれない。

表2　1909年の天津輸出通過貿易

	三聯単発行数	貿易額（海関両）
直隷	2,485	5,597,768
山東	84	349,231
山西	1,039	3,460,295
河南	99	332,671
陝西	5	9,634
甘粛	28	96,421
奉天	104	306,172
黒竜江	44	104,700
モンゴル	13	50,977
張家口	630	2,228,833
天津にて購入	0	19,914
合計	4,531	12,556,616

出典：1906年天津海関報告

品の100％が三聯単によってもたらされる唯一の港とされるように[153]、輸出貿易においても大きな役割を果たしていたことが数量的にも確認できる。それでは、こうした通過貿易の拡大に対して、獣毛の産地である内陸諸省、とりわけ陝甘地域の当局はどのように対処したのであろうか。以下、特に甘粛省の状況をみていきたい。

Ⅳ　陝甘における羊毛貿易をめぐる紛争

1　商品押収事件

1901年の北京議定書による賠償金は4億5,000万両に達したが、当面の賠償金2,100万両のうち、1,800万両が各省に割り当てられた。甘粛省にも34万3,000両が割り当てられる中で、経費節減とケシ畑への課税増額と百貨釐金の増税が決まった(154)。甘粛省は1905年に百貨釐金のうち大布を統捐に改訂したところ有効であったため、1906年より百貨統捐の試行が始まり、翌年には本格的な徴税が始まった(155)。こうした状況のもとで、甘粛省内の流通に対する課税強化が目指されることになる。そこで最大の課題となるのが、内地諸税を免除される通過貿易である。事実、外国商社の雇用人（買辦）が関卡における貨物検査を拒否することに対する陝西・甘粛の官僚の不満は、津海関道を経て天津の税務司にまで知られるようになっていた(156)。かかる通過貿易対策としてまず行われたのが商品の押収である。

(1) フォーブス商会の山羊皮押収事件

フォーブス商会は1904年10月–1905年3月に天津海関で甘粛省秦州において山羊皮を買い付けるための三聯単を8通取得し、中国人代理人を内地に派遣した。1905年12月1日の電報では秦州で買い付けたものの、陝西省鳳翔府の釐金局で没収された。釐金局員はこれまでに陝西・甘粛から天津に搬送した全ての商品に対して罰金を課すとしていた。そこでフォーブス商会は駐天津イギリス領事ホプキンス（L. C. Hopkins）にこれが条約違反であり、また押収が損失をもたらしていると訴えている。そこでホプキンス領事はサトウ（Sir E. M. Satow）公使に対して押収の解除と約900両の賠償を外務部に要求するように要請した(157)。

しかし、陝甘当局側は、外務部を通じてイギリス側に彼らの見解を伝えた。それによると、フォーブス商会の中国人代理人は最初の甘粛省の関卡で運照と三聯単全部を交換しなければならないのに、三聯単の1部を渡したのみであった。そこで鳳翔府の釐金局でそれを問われたために、代理人は商品とともに突破しようとし、釐金局は商品を差し押さえた。しかも代理人は1906年1月まで商品を引き取りに来ていなかった(158)。これについてフォーブス商会は1906年7月末のホプキンス領事宛の書簡で、陝甘当局側の主張を否定しつつも、双方の意見が真っ向から対立しているため、事実確認のためにイギリス領事館員と中国官僚を鳳翔府に派遣して事実を確認することを要請した(159)。ここから、フォーブス商会も事態の把握が十分にできていないことがうかがえる。

しかし、公使から連絡を受けた外務部の反応はにぶく、返答がきたのは1907年4月15日

になり、それによると陝甘当局によればフォーブス商会の代理人は陝西を離れて久しく、この事件を議論する手段がないとのことであった[160]。この事件はこのままうやむやになってしまうが、いずれにせよ、三聯単から運照への切り替えが規定通り行われていないことが紛争の背景にあるといえる。

（2）スワイア商会の羊毛押収事件

1905年の秋、バターフィールド・アンド・スワイア商会（Butterfield & Swire Co.：太古洋行）の買い付けた羊毛が陝西省西安府の涇陽釐金局で2度にわたって押収され、一部が省都（西安）に送付される事件がおこった。これは、運照を所持していないことが押収の理由であった。釐金局側は、スワイア商会の代理人である胡少垣が第1便として派遣した李が、取り消された三聯単を用いて中途の釐卡を通過したのは密輸であるとし、まだ第2便を輸送していた胡も同じように運照への切り替えを行わなかったために押収されたとした[161]。

これに対して李は甘粛省の海城県に釐金局や徴税を行う役所がなく、三聯単を運照に引き替えることができず、甘粛省固原県の釐金局も運照の規定がなかったと主張した。そして、海城では大量の羊毛を一度に送るだけのラクダや荷馬車が集まらず、陝西の涇陽県においてはじめて全量を輸送できる十分な役畜ないし荷馬車を集め、数量と重量を三聯単に記入することができたと述べている[162]。

この事件の交渉は長期にわたって続いたが、外務部の要請により、陝西巡撫はスワイア商会の主張する損失1万7,000両に対して、1万2,000両を支払うことに合意し、1908年11月に完済して事件は解決した[163]。

この事件の結果あらためて判明したのは、これまでの規定で決められていた最初の釐卡での運照への切り替えが実施されていなかったことである[164]。また、事件がおきた背景としてこの三聯単から運照への切り替えは当時西北諸省で強調されるようになってきていたが[165]、海城県は黄河を経由して帰化城に向かう羊毛貿易のメインルートから外れており、釐金局側の運照への切り替え体制が追いついていないことがうかがえる。さらに、輸送手段の不足も原因であった。

以上のように、二つの事件はともに三聯単の運照への切り替えが関連していた。これらの事件が、これまでと異なるのは、外交交渉が長期化し、損失も大きくなってきていることであった。とはいえ、こうした商品の押収という強引な手法は、結果的に中英の外交交渉になり、地方当局側の賠償金支払いにつながる可能性も大きかったから、陝甘当局側にとって必ずしも有効とはいえない。そこで重要になってくるのが羊毛貿易に対する課税・規制案である。

2　陝甘における課税・規制案

1905年になると陝甘当局が先述の税制の変化に対応する形で、羊毛貿易をはじめとする通過貿易に対してもさまざまな課税を図り、また規制をかけるようになった。以下、特に事件の集中した甘粛省を中心にみていきたい。

(1) 甘粛における官行設置問題

1905年11月、慶親王はサトウ公使に対し、以下のように陝甘総督升允が官行の設置を提案していることを伝えた。

> 甘粛の主たる生産物は羊毛、ラクダ毛、ラクダ皮である。どの国の外国商社も、海関で三聯単を得て、しばしば甘粛に人を派遣してそれらを入手している。しかし、これまで甘粛の都市や市場では、これらの商品を扱うライセンスを与えられた商人が存在せず、牧民は甘粛省の至るところに分散している。外国人商人が皮などの[商品の]交渉を始め、取引を行うことに合意した場合、その仲介者は短販（“jobber”）として知られるくずのような人間である現地の中国人（漢人）ないし回民である。彼らはいつもごまかしやその他の詐欺といった罪を犯しており、結果として牧民が彼らにだまし取られるだけでなく、多くの外国人商人も損失を被り、貿易にとって何ら利益とならない。
>
> それゆえ、官行（government firm）を開設することが適切であると思われる。販売用の羊毛などを所持する売り手は官行に報告することになり、密かに買い手と取引することは認めない。外国商社で三聯単を得てそれらの商品の購入のために代理人を甘粛に派遣する外国商社はいかなる税も免除され、官行からも手数料を課せられることはない。金銭の支払いと価格決定に関する全ての事柄は買い手と売り手に任される。しかし、一定量の羊毛や［獣］皮ないし［獣］毛がある人間から買い付けられる際には、彼がその商品を他人のために倉庫に預けるか、ある自己勘定で販売するかを問わず、照会のためにその人物の名前と住所を書き留め、[販売］量とともに地方の官行に報告する。条約の規定と一致するように、外国人商人は商品を入手した場所で三聯単を運照と交換できる。他人のために倉庫に預けたり自己勘定で販売したりする者で官行に報告しないで密かに取引を行った者は直ちに罰金を課せられる。
>
> 蘭州、寧夏あるいは他の府においてイギリス商社がしばしば蒙り、イギリス領事が取り戻すことを要求する大きな損失の原因をたどると、それは外国商社が現地の産品を取引する際に過剰な額の金銭を村人に支払うことにあり、それが後に問題を引き起こしている。商取引を報告する官行の設立と短販の廃止は全ての者にとって好都合であろう。(166)

つまり、陝甘当局は先述したような短販の引き起こす問題、とりわけ手付け金（bargain money）問題を口実として、①甘粛の産品購入地付近における運照への切り替え、②短販廃止、③手付け金廃止、および④官行による取引統制を狙っていたのである。官行による取引の把握は当然課税とつながっており、それは後述する(2) 官秤行設置問題でも明らかである。

これに対してイギリス人商人は陝甘総督の提案を（1）短販ないし販売人の廃止、(2) 手付け金の廃止、(3) 官行を通じてのみ取引が行われる、と解釈して次のように反論した。

(1) 販売人ないし短販の廃止は既存の貿易を破壊する。

(2) 手付け金の支払い廃止は、実際に貿易の破壊をもたらさないとしても同量の羊毛が到着するのを少なくとも相当期間妨げる。

(3) 官行の設立は事実上、中国政府の利益となる貿易の独占を生み出し、外国人商人に深刻な損失を与えるために用いられる可能性がある[(167)]。

具体的には、(1) については、現在、現地の外国人商人の代理人（買辦）は甘粛のある市場に来て羊毛や皮を牧民から買うか、手数料をとって牧民の代理人として販売する短販と交渉を行う。牧民が市場に羊毛を持ち込むこともあるが、大半はチベットの羊毛生産地への長い旅路の不便や困難を回避するために短販やブローカーを通じて取引を行っている。そのため、もし上記の改革が行われた場合、短販が彼と牧民の間の一種のパートナーシップを取り決めて取引を続けて弊害が残るか、牧民が市場まで自ら来るようになるかのどちらかであるが、後者は現実的ではなく、貿易は深刻に減少するとした[(168)]。

(2) については、手付け金はいくつかの事例では相当額の問題と論争を引き起こしているが、甘粛の羊毛や獣皮の貿易固有のものではないし、他の地域を含めてリスクは回避できないものである。内地での損失は1896年の回民反乱と1900年の義和団事件によるものであり、取引方法が原因ではない。また、手付け金は羊毛や獣皮生産地域から市場までの輸送費の準備金となることによって取引を促進している。換言すれば、外国商人の資本は羊毛を引き渡す前の牧民に対して融資を行うのに一部利用されている。したがって手付け金を廃止すれば取引ルートに打撃を与えるとした[(169)]。これは、全体としてはこの短販への手付け金による損失がさほど大きくなく、むしろ、短販から牧民への融資につながって取引を円滑化していることを示している。1907年ごろには短販の手数料は10–20％であるとされ[(170)]、一時期の過熱が冷め、すでに弊害は減っていたのかもしれない。

(3) については、羊毛や皮貿易全体が収入源を入手することをためらわない中国政府のなすがままとなり、牧民への取り立ては必然であり、現在外国人が享受している三聯単のシステムの利益は否定されるであろう。もし生産者が市場で外国商社の代理人と取引する

ことを強いられるならば、政府の官僚による取引の監督の必要性は明確ではないとした[171]。これは、結局政府の税収増のために牧民への課税が行われることを推定している。つまりこれは、⑤生産地付近における三聯単適用前の課税の可能性を示しているといってよい。

そして、商人らはこの計画は現実的ではないとしたうえで、慶親王から伝えられた陝甘総督の提案が南京条約で禁止されている広州の行商のシステムの復活を試みたものかもしれないと指摘している[172]。開港後も、内地における中国側の貿易管理や課税に際して、④官行による貿易統制のような手法は常套手段であり、外国との紛争になるケースが多かったが、これもその一事例といえる。

駐天津日本領事によると天津の中国人商人は短販を排除した場合、新たな取引者に妨害を加え、生産者の回民も短販に味方して羊毛収集が困難になり、地方の回民は官憲の命に従わないので鎮圧も困難であろうと考えていた[173]。上記の見方から日本領事も現行の条約に違反し、貿易の自由に干渉するとして同意しがたいと外務部に伝達している[174]。結局、②短販廃止や③手付け金廃止は実現することはなかった。結局、②、③については羊毛貿易そのものに打撃を与える可能性が高いために採用されなかったのだろう。しかし、甘粛省当局による④官行による貿易統制の試みはこれにとどまらなかった。

（2）官秤行（Official Weighing Hong）設置問題

1906年になると、上述の提案に基づき甘粛と陝西において官行の設置が進められた。ウィルソン商会、リッデル兄弟商会、フォーブス商会から彼らの甘粛における代理人がもたらした次のような情報を天津領事ホプキンスに伝えた。その情報によると5月と6月に蘭州の甘粛布政使によって命令が発せられ、海城県と平遠県に官秤行が設置された。そして、Chang Yung-fu という人物がライセンス所持者あるいは独占者として任命された。彼は輸出用に販売されるすべての羊毛ないし他の産品に対して1ピクルあたり400文の税を課す権限を与えられ、公的なライセンスと公秤が支給された。羊毛や他の産品はそれらの秤で重量を量り、この官秤行で計量されない産品は外国商社の代理人に引き渡されないことになった。そして、ここで徴収された税は小学校の経費に充当されるとされていた。この時点での通過貿易への影響は分からなかったが、ホプキンス領事は新たな税は通過貿易についての苦情を避けるために設計されていたと考えた。同時に、これは以前提案された官行を官秤行に若干変えたもので、外国商社が購入場所と購入相手を選択する権利を制限することで独占を企図したものにすぎず、甘粛省当局が羊毛や他の西北産品の重要な貿易を制限し損害を与えることを執拗に企図していることの現れだとみなした。さらに、三聯単によって保護される前に間接的に課税されることになるとも考えた[175]。つまり、ホプキ

ンスによればこれは三聯単を所持する外国人商人の代理人達が集荷する直前で課税してしまうことを狙っていた。すなわち、④官行による取引統制と、⑤生産地付近における三聯単適用前の課税を同時に意図していたとみてよい。

ホプキンス領事の報告を受けてジョーダン公使は陝甘総督升允に問い合わせた。総督からの返事によると、甘粛布政使の総督に対する報告では、ライセンスを受けて開設された官秤行では、近隣で売却される全ての油、茶、ナツメヤシの実などが重量を量られ、販売がすむとそれぞれの関係者が行に1文支払ったが、これは長期間続いている習慣であり、外国人は無関係であると主張していた。そして現地で生産されている羊毛については外国人は随意購入可能で、官秤行に赴く必要はなく、1ピクルあたり400文も徴税されることはないとしていた。また平遠知県は管轄下に官秤行は設立されず、Chang Yung-fu という者も存在しないと述べていた(176)。

これに対してホプキンス領事は現地からフォーブス商会に送られた海城知県張時熙の布告を入手していた。それには以下の様にあった。

> ［海城］県城にはもともと官秤があり、それは捕庁が人をさがして請け負わせ、往来する商人が取引する各商品はすべてこのはかりで重量を量った。すでに本県では学堂の経常費について計画し、この秤を商人に帰してライセンスを受けて税を納めさせ、また現地生産の羊毛についても該行で計量し、売り手と買い手の両方に1文納入させることを計画している。該行に命じて、納入された税のうち、毎年小学堂には経常経費200千文を納め、あわせて捕庁衙門の公費50千文を納入するとのこと、それぞれ詳文にて上申し、いま各上官の批准を受けて処理済みである。ついで、［私が］申請して下付された羊毛百貨秤行の部帖1通を、張維宝に給して受けとらせ、毎年先を争うように納税させるほか、まさに命令を下し、当該の外国商社に遵守させるべきである。およそ羊毛を購買するものは、行に赴いて計量し、売り手と買い手の両方が、各々銭1文を納めなければならない。（以下省略）(177)

この布告に基づき、ホプキンス領事は甘粛省布政使の回答は事実と反していると公使に伝えた(178)。

結局、1907年1月になって外務部からジョーダン公使に連絡があり、陝甘総督によると、羊毛貿易に対する課税計画は、陝甘総督の命令によってすでに放棄されており、商社が送付した布告は計画の開始時に出された同知の布告であるとした(179)。イギリス側にこの布告のような証拠を突きつけられては、陝甘総督側も反論できなかったのであろう。結果的に甘粛の当局はこの課税計画を断念したのである。

(3) 甘粛省西寧府貴徳庁における課税と三聯単問題

官行の問題と前後して、甘粛省西寧府の西部にある貴徳庁の同知昌樹揖が三聯単で搬出される羊毛に対して1ピクルあたり3文の課税を命令した。同知は管轄下の外国商社の中国人の代理人（sub-agent）に対して貴徳が羊毛にとって最初の関卡にあたるため、山西省北部の帰化城ではなく、貴徳で三聯単を運照に交換すべきだとしていた。この知らせは天津のイギリス輸出商社を動揺させ、彼らから駐天津イギリス領事ホプキンスに事情が伝えられた[(180)]。ここで貴徳庁が狙っていたのは①甘粛の産品購入地付近における運照への切り替えおよび⑤生産地附近における三聯単適用前の課税である。

イギリス商社は、この規定のうち西寧府による課税は、条約違反だとみなした。また、従来は帰化城で行われていた包装と三聯単と証明書の交換を、産地である貴徳などで行うようにした試みであるが、この原則に従うと、(1) 貴徳と同様の多くの場所に別々にスタッフを配置することになるため、集荷地が減少すること、(2) 貴徳で包装したものを、石嘴山や包頭までの運送の後、乾燥などのために開封してまた再包装する必要も出てくるため、それらの地域にスタッフを残す必要があること、(3) 帰化城までの旅程で重量の減少が見込まれるが、運照には梱数と重量を記入する必要があるため、途中で実際との重量が乖離して紛争を引き起こす可能性があることを指摘した。そして、貴徳庁の提案は現実的ではないとしている[(181)]。

また、中国側が最初の釐卡でイギリス人が購入した商品を検査され、商品の量と輸出港税関規則を記した覚書を預け、運照を受け取るという関税規則を厳格に当てはめようとしているともみなした。それについては、(1) 規定は現在の貿易が存在しない1858年に決められたが、20年後には規定は厳格に適用されないと認識されており、そのシステムは順調に機能してきたこと、(2) 中国政府の妨害から自由となる権利は条約の規定されており、条約と抵触する場合は関税規則の方を再考すべきであること、(3) 石嘴山と包頭は最終的な集荷場でもあり、帰化城は最初の釐卡でもあることから反論を加えている[(182)]。以上から、イギリス商社側、実際にはイギリス商社の代理人である買辦達が、従来の三聯単の柔軟な方式の維持を図っていたと言える。

(4) 寧夏府の統捐

貴徳庁の課税に関する交渉のさなか、ホプキンス領事には津海関道から陝甘総督が外国商社の中国人代理人に対する特別な課税を策定していることが伝えられた。課税対象となるのは期限切れの三聯単の日付を変えて使用したり、場合によってはジャンクの船員と結託して200里はなれた黄河ぞいの場所まで暴力的に拉致するなど、関卡の官僚に挑戦したりする者であった[(183)]。これは通過貿易を利用する⑥買辦の統制とみることができるだろ

う。そして、それはすぐに現実になった。

1907年5月6日、コリンズ商会ら天津のイギリス商社はホプキンス領事に対する書簡の中で、甘粛において統捐の規定が設けられたことを伝えた。それによると、リッデル兄弟商会の代理人が釐金を課税されないで商品を輸送するためには、三聯単に購入地を記入することが必要となったと電報で伝えてきた(184)。ここでは、⑦三聯単の産品購入地記載が論点になっており三聯単のゆるやかな運用が問題視されていることになる。

また、寧夏府において布告が出された。それによると、総督の認可を受け、釐金総局は統捐を羊1頭につき銀3分、子ヤギの皮1枚につき3分、羊皮1枚につき5釐、羊毛100斤につき3銭を課することになったとし、これらが販売される前に釐金局に申告し、販売時に納入し、その際に発行される領収書によってそれ以上の課税を免除されるというものであった。イギリス人商人達は、これは三聯単に寧夏府と記入していた場合、寧夏府城に到着した後に三聯単の保護を受けるというものであり、条約違反であり、それを止めさせることができると考えた(185)。ここでは、またもや⑤生産地附近における三聯単適用前の課税が図られている。

さらに8月2日、フォーブス商会らはイギリス代理領事プラット（J. T. Pratt）に対して、甘粛省寧夏府の花馬池で地方官により羊毛1ピクルあたり3分の課税が行われ、商人が納税済みの場合にライセンスが発行されて運照と交換できることになり、現在の三聯単は無効とされたことを伝えた。これに対しイギリス商人達はすでに当地だけで手付け金が30万両あり、12ヶ月以内に天津に商品を届ける必要があるため、商品が抑留されて遅滞することを恐れ、抗議しつつも納税していた(186)。

この報告を代理領事プラットから受けたジョーダン公使は8月12日、外務部に対し、条約違反であるとし、また省当局による国際的義務の無視だとして抗議し、陝甘総督に電報をして税を撤回させ、また支払い済みの税を外国商社の代理人に返還させるように要求した(187)。

これに対して外務部は10月23日に回答し、陝甘総督は省の釐金局の報告を同封して返答し、そこでは課税は地方の販売人を対象としており、外国人商人への課税や三聯単を無効とすることはなく、違法な課税もないので返還もないとしているとした(188)。そこでジョーダン公使は布告の文書の送付をホプキンス領事に要請した(189)。

ホプキンス領事の要請を受けて商人達は3通の布告のコピーを領事に送った。それを受け取った領事は陝甘総督の言とはうらはらに、これらの布告が三聯単システムに打撃を与えるものであり、外国貿易に新たな税を課すものであると判断した(190)。実際、花馬池の布告に至っては、「外国人商人で三聯単をもつ者は釐金を徴収されず、将来、当然もってい

た利権がみな外国人の奪うところとなってしまう。」とまで記されていた[(191)]。これは明らかに三聯単を狙い撃ちするものであった。これをうけてジョーダン公使は再度外務部に陝甘総督に命じて布告を撤回させることを要求した[(192)]。この紛争も決定的な文書が内地からもたらされたことにより、甘粛省当局には不利になった。そして1908年3月になって、外務部からジョーダン公使に対し、甘粛省の釐金局から撤回が伝えられ[(193)]、紛争は終結した。

（5）寧夏府による旗の統制

課税以外の紛争としては、外国旗の利用の問題がある。1907年5月22日コリンズ商会などイギリスの商社5店はホプキンス領事に書簡を送付した。それによると寧夏府が布告を出し、マッケンジー商会（Mackenzie & Co.）の中国人代理人がマッケンジー商会の漢字名を記した旗をかかげていたために逮捕されたことを契機として、外国商社の代理人が内地から商品を運送する際に外国商社の名前を記した旗を掲げることを、条約に違反しているとして禁止した。これに対してイギリス商人達は、旗は長期間にわたって使用されており、盗賊から保護することにもなり、外国商社の商品を委託された代理人が関卡において妨害されることを回避することになったとした。そして、この布告が廃止されるようにすることを領事に要請した[(194)]。ここから、外国旗が盗賊や関卡の官僚の双方から輸送中の商品を保護するのに有効であったことが分かり、一方で地方当局側はそれを買辦による外国人特権の利用につながるとみてとりしまろうとしたのだろう。つまり、⑥買辦の統制が狙いである。当時、中国各地で偽装外国商社が問題視されており[(195)]、これもその一端とみることもできる。

以上のように、一連の事件で陝甘当局が狙っていたのは税収増であり、そのために通過貿易の縮小[(196)]と貿易の統制を図っていた。そこで、①甘粛の産品購入地付近における運照への切り替え、②短販廃止、③手付け金廃止、④官行による取引統制、⑤生産地附近における三聯単適用前の課税、⑥買辦の統制、⑦三聯単の産品購入地記載などが計画された。

本来、清朝の従来の制度としては、人数が多く統制しづらい②短販廃止とそれに関連した③手付け金廃止を行い、外国人の影響力が強い⑥買辦の統制をすすめ、よりコントロールしやすい商人などによって取引を集中させ、④官行による取引統制を実現して⑤生産地付近の課税を実現することが望ましかった。しかし④の手法はイギリス側にはカントン貿易以来の特権商人による「独占」イメージがあり、条約違反とされてしまうので実施は困難であった。また、⑥買辦の統制は外国人商人が背後にいるためにその強化は困難で、②短販廃止、③手付け金廃止は羊毛貿易そのものに大きな打撃を与える可能性が高かった。実際、中英の交渉に際しては買辦→イギリス人商人→イギリス領事→イギリス公使→

外務部→陝甘総督という経路を利用し、買辦やその内地における代理人たちが地方当局の布告といった決定的な証拠を内地からイギリス人商人側にもたらした。その結果、清朝地方官側の根拠を突き崩すこともあって、これらの政策の多くが失敗に終わった。

そこで重要になってくるのは、買辦やその代理人達によってゆるやかに運用されている三聯単の問題に対応するための①甘粛の産品購入地付近における運照への切り替え、⑦三聯単の産品購入地記載であった。それでは、三聯単運用についてはどのような議論が行われてきたのだろうか、また三聯単のゆるやかな運用は具体的に通過貿易においてどのような意味があったのだろうか。以下、1906–1907年に行われた三聯単の新たな規則をめぐる議論をみていきたい。

Ⅴ 「四聯単」計画の失敗

1 ホージーの提案

1906年1月、ホプキンス領事はサトウ公使に対し、陝西と甘粛の官僚と頻繁にやりとりしていた津海関道が、三聯単の濫用が広大な地域に影響を与えていると強く主張したことを伝えた。そして海関道が三聯単の多くが運照と交換されず、輸出港の海関にも引き渡されていないことから、輸出品ではなく内地における商品の輸送のために使用されて釐金の支払いを回避していると述べたのに対し、ホプキンス領事もそうした不正があると考えている旨を公使に伝えた(197)。

先述したような陝甘において紛争が続いていたこともあり、サトウ公使は天津に通商担当の公使館員ホージー(A. Hosie)を派遣して調査を行わせた。1906年3月22日にホージーが北京で作成した天津の三聯単についてのメモによると、三聯単の使用の実態が明らかになってきた。まず、彼が訪問した天津海関税務司のファーガソン(T. Ferguson)は50%の三聯単は引き渡されないと告げた(198)。さらにホージーは以下のように述べる。

> しかし、私がファーガソンの発言でいっそう驚愕したのは、三聯単自体が運照の代わりに受理されていることであった。そこで私は、三聯単の[3枚綴りの]うち2枚があれば十分だと分かった。そのうえ、内地では商品が釐卡で押収されているが、それは商品が運照の代わりに三聯単を伴っているからであった。(199)

つまり、ファーガソンによれば三聯単と運照の交換といった手続きが運用されていなかったのである。そして、ファーガソンは期限切れの三聯単が内地で使用されているとすれば、

それは清朝側当局に責任があると考えていた[200]。これは、先述したフォーブス商会の事件にみられたように三聯単の1枚のみを切り離して使用するということが、広く行われていたことをうかがわせる。

ホージーはさらにスワイア商会とフォーブス商会の外国人店長を訪れたが、両者は共に三聯単のシステムについてはほとんど知らなかった[201]。つまり、買辦に業務を丸投げしている中で、本来外国人商人が使用するための特権のあり方を、外国人商人が分からなくなっていたのである。上述の紛争においても内地の情報をもたらしたのは買辦とその代理人たちであったが、イギリス人商人達はほとんど実態を知らずに受け取った情報をそのままイギリス領事に流していただけであったことがうかがえる。

そこでホージーは40年の経験をもつというフォーブス商会の買辦を訪れた。ホージーが大量の三聯単が引き渡されないでおり、それらが内地の貿易で使用されているため、省政府の収入がだまし取られているという疑いがあると訪ねたところ、買辦はそれを完全に否定した。

> 彼は自分がそれら（三聯単）がどこにあるか教えることができる、それらは使用されず、天津に残っていると述べた。彼は、自身が100通以上を保持していると述べ、実際に163通の三聯単を保持しており、そのうち153通は使用されずに期限切れで使用されていないことが分かった。私が彼になぜそれらが鈔関に返却されないのかと尋ねた。彼は、それらについて［海関から］問われることはなく、それらについてのいかなる指示も受けていないからだと答えた。さらに彼は、三聯単を保持する［外国商社の］代理人が内地において三聯単を運照と交換できず、彼らは概して関卡において彼らのビジネスが期待しているもの（運照）を入手する前に搾取されたと述べた。（以下省略）[202]

つまり、関卡において運照への切り替えが順調にいかず、内地で三聯単が使用されないために、大量の三聯単は天津に回帰していたと買辦は主張したのである。ここから、買辦は内地の関卡における運照への切り替えが問題だと指摘していることになる。

以上の事態をうけて、ホージーは紛争を減少させるために以下のような提案を行った。

1：海関当局は一定の期日以降、三聯単が発行された産品が運照によって保護されて港に到着すべきであって、三聯単が運照の代わりに受け入れられることはないことを周知せしめるべきである。

2：海関当局は内地における関卡が三聯単と交換する運照が十分に供給されているかどう

か注意すべきである。

3：三聯単のもと、内陸において購入された産品が最も近い関卡に輸送され、その関卡が運照を保持していなかったなら、三聯単に商品の量を裏書きしてその裏書きを正式に封印し、それら封印された三聯単の数と一致する裏書きのコピーが天津鈔関に送付されて確認される。

4：記入された三聯単は運照を入手できる次の関卡で運照と交換される。

5：羊毛の場合、最初の関卡で羊毛だけのための三聯単は産品の量を記入されて正式に封印され、その記載のコピーと三聯単の数が関連の関卡から天津鈔関に伝えられるが、羊毛の雑物が除去されて再梱包される中心地である石嘴山と包頭鎮、帰化城、張家口等の中心地において運照に交換される。

6：三聯単の運照への交換が終わったらすぐに、三聯単の規定に従い三聯単の一部を天津鈔関に送付する。

7：内地の交通が不十分であるため、商人は大規模な委託貨物を保護する三聯単を取得するよりも、全体の量を保護する数通の三聯単を取得すべきであり、それによって羊毛の場合、通行が可能な際に商品を関卡を通過することができ、三聯単は直ちに運照に交換されるか記入され、同じ三聯単を同じ関卡で何度も示す必要がなくなる[(203)]。

以上をみると、ホージーは三聯単から運照への切り替えのためのシステムを海関当局と内地の関卡に整備させることに重点をおいていた。このほか、羊毛貿易の実態にあわせた運照への交換場所の指定や、三聯単を多めに取得することなどが注目される。

3月24日、サトウ公使は海関総税務司のロバート・ハート（Sir Robert Hart）に対してこのホージーの提案を提示、意見を交換している[(204)]。続いて、3月28日、サトウ公使は外務部にホージーのメモのコピーを送付し、北洋大臣に伝えてその提案に対する検討するように要請した[(205)]。

2　外務部の「四聯単」提案

外務部は翌1907年1月10日になってジョーダン公使に返答した。それによると、外務部は北洋大臣に連絡をとり、津海関道と天津海関税務司に共同で報告書を出させ、それを度支部に伝えた。度支部は総税務司にも提案させて、これらの提案を検討したうえで、8ヵ条からなる規則を策定し、公使に訓令を出すように要請した[(206)]。その規則は以下のようであった。

第1条：内地で輸出向けの中国産品を購入する商人は天津海関で4部綴りの覚書を申

請することができる。その覚書には日付を記入し、その使用が予想される場所や購入される商品の種類や量についての申告も書き入れなくてはならない。商品が指定の場所で準備が整ったら、覚書は地方当局ないし最初の関卡に検査のために渡さなければならない。もし商品が覚書と一致したら地方当局ないし最初の関卡は覚書の1枚を手元におき、残りの1部を天津鈔関に、1部を戸部に急送し、4部目は封印して運照として商人に返還する。そこで商品が送られ、この証明書を呈示することによって途中の局や関卡を通過するだろう。最後の関卡に到着すると、規定に従って税を支払わなければならない。もし商品が、覚書が示す場所以外の場所で入手されたり、覚書に記載されているのと違う種類や量であったり、覚書の検査の前に送付されていたりしたら、［密輸の］犯行が露見したとして、全ての貨物は没収される。

第2条：覚書を申請する際、商人はまず保証金を海関に納め、覚書発行後6ヶ月以内に商品が最初の関卡を通過したものの最後の関卡を通過して税金を支払わなかったり、納税後12ヶ月以内に輸出しなかったりした場合、4部綴りの2部目に記入された商品の税金の3倍の額を支払うことを保証しなければならない。この額が支払われるまで、当該の商人には覚書は発行されない。

第3条：比較的大量の商品を保護する覚書を申請する商人は、商品を分割して輸送するのに便利なように多数の覚書を獲得しなければならない。いかなる数の覚書も発行されるが、それぞれの覚書には中国の50文の郵便切手を貼り、確認の便宜のために登録番号をふらなければならない。

第4条：4部の覚書は6ヶ月以内のみ使用でき、その期限を過ぎると紙くずとなる。

第5条：4部綴りの覚書に記された商品の用意ができた際に、覚書は地方官ないし指定された場所に最も近い関卡に提出し、そのうち1部が切り取られて運照として用いられる。他の場所で切り取って運照として用いることは許されない。

第6条：羊毛、山羊皮、ラクダ毛は最初に購入された際には多量の泥や石を含んでいるため、雑物を除去して再梱包する場所を選択する必要がある。雑物除去と再梱包の中心地は石嘴山、包頭鎮、帰化城、張家口、ウルガ（庫倫）、ドロンノール（喇嘛廟）、ハタ（赤峰）である。羊毛が再梱包されて天津に向けて輸送されようとする時、覚書はこれらの場所のうちいずれかの近い場所で一部が切り離されて運照として用いられる。再梱包の中心地に到達するまえの関卡では、商品は覚書に量を記入して封印した後に通過し、覚書の数を記した部分のコピーは津海関道に送付しなければならない。この手続きはこれらの商品にのみ適用される。

第7条：覚書によって保護された商品は全て輸出用であり、6ヶ月以内に輸出される

か、他の条約港に輸出されて12ヶ月以内に再輸出されるものである。それらの商品は輸出前の中途で分配したり売却したりすることは認められない。覚書から切り離されて運照として用いられる覚書が保証するすべての商品はもし内地で売却されたら密輸であり、商品とそれに支払われた代金は没収される。

第8条：この4部綴りの覚書のシステムは非常に遠方のための覚書が申請される天津の特殊な状況のために設けられた。これは暫定的に天津に適用される特殊な計画であり、他の地域の先例になるものではない。実行にされた後、もし商人が悪用したら、廃止ないし修正されるだろう[207]。

外務部の提案を現行の規定やホージーの提案と比較すると、運照を廃止して四枚綴りの覚書に転換したことにより、内地における運照切り替え問題を解決したため、内地の関卡が対応する必要がなくなっている。これは同時に、陝甘当局の狙いである①甘粛の産品購入地付近における運照への切り替えに対応している。さらに⑦三聯単の産品購入地記載についても第一条で十分に対応していた。つまり、これは陝甘当局の意を十分に汲んだものであったといえよう。一方で、イギリス人商人達に三聯単の発行時から細かい情報の記入を要求し、また違反した場合の罰則が非常に厳しいことが分かる。当然、これはイギリス人商人の反発を呼ぶことになる。

3　イギリス商人の反応

外務部の提案をうけてジョーダン公使はホプキンス領事に対して現地の商人の意見を聞くように訓令した[208]。ホプキンス領事が天津のイギリス人商人への問い合わせたところ、2月22日、彼らはこのシステムのもとでのビジネスは非現実的であり、このシステムの導入は貿易を速やかに破壊するとして「非常に不満」であると領事に伝えている[209]。

3月6日、イギリス人商人らは再度ホプキンス領事に書簡を送付し、商人達は特に問題がない第5条を除き、各条項について意見を述べているが、そのうち三聯単の現状を示すのは以下の第1・2・4条についての意見である。

第1条

(a) この条項が4部綴りの覚書が三聯単と運照の代わりになるとしているのは、形式の変化にすぎないので同意する。

(b) 証明書が使用される地名の記入であるが、現状では「府」で覚書を申請しているが、新しい規定では購入場所をより特定することが要求されている。しかし、現実には多くの集荷中心地があり、ある年にある種類の産品がどの場所で獲得できるのかを知る

ことは不可能である。さらに、覚書の有効期限もあるため、より現実的ではない。従って現状のように覚書では購入が行われる「府」の名前を記載するように改正すべきである。

(c) 覚書発行の時に特定の場所における購入量を記入する必要があるとしている。これは度支部の官僚が貿易の現状に全く無知であることを示している。羊毛と獣皮の生産地は広大で集荷中心地も無数にあり、そのうち相当量の集荷ができる場所もあれば、全くできない場所もあるうえ、華北ではシーズンも多様である。したがってこれにも反対する。

(d) 覚書で商品の品種を特定すべき必要があるのは、現状と一致するが、最後の関卡で覚書の種類と一致しなければならないのが問題である。輸送途中で、山羊皮は張家口、子羊皮は太原近くの交城県でなめされるが、この規定は輸送中の皮なめしを廃止しなければならない。なめされた皮はその加工前の皮よりも価格が高いから、これは税収にも打撃を与える。

(e) 輸送途中で損失を出す場合もあるので、量が少ないことによって没収されるという条項は正当化できない[(210)]。

ここでは覚書への記載、購入場所、購入量、品種の記載に敏感に反応していることが分かる。逆にいえば、こうした部分が明記されていないことが（ⅰ）購入場所の未確定、（ⅱ）購入量の未確定、（ⅲ）品種の変化への三聯単の柔軟な対応を可能にしたといえるだろう。これらは、課題として残されていた（A）集荷の問題への対応といえるだろう。

第2条・4条

(a) 最初の関卡を通過した商品は覚書発行から6ヶ月以内に最後の関卡で納税するという期間の限定が問題である。例えば、天津から西寧府までは少なくとも2ヶ月、ラクダの隊商の場合は4–5ヶ月を要する。そのうえ、集荷中心地で覚書に記載された商品の集荷には数ヶ月を要するうえ、ラクダの隊商は遅延しがちである。したがって、2年間の期間は長すぎることはなく、遠距離は3年間というのも現実に符合する。

(b) 第2条は税を支払って12ヶ月以内の輸出を規定している。しかし天津に到着した羊毛の場合、品質が整っていないために、輸出のために選り分け、汚れを除去する必要もあり、重量にも大きな変化が生じるため、もともとの覚書による確認は困難である。また、海外市場の状況が輸出するのに都合がよくなるまで倉庫に保管されるために、期限以内に輸出される保証はない。また、同一の覚書に複数の種類の羊毛が含まれ、その輸出時期が異なり、必要量を満たすまで輸出されないこともある。そのため、こうした条項は必要ない[(211)]。

つまり、時期的な問題としては余裕があることで、（iv）集荷期間の遅れ、（ｖ）行程の遅れ、（vi）重量の変化、（vii）輸出時期のずれに三聯単が対応していたといってよいだろう。このほか、第7条について輸出は12ヶ月、他港を経る場合は18ヶ月などに延長することを提案していたのも[212]、上記の問題に対応するためと考えてよい。そしてこの部分も課題として残されていた（A）集荷や輸送の問題に対応していたといえる。

そして最後にイギリス商人たちは、

(a) 覚書の発行に際して応じることが不可能なもの、すなわち購入地や購入量などの言及を必要としない。

(b) 輸送中の量の変化はこの貿易の特殊な状況を考慮して禁止されない。

(c) 有効期限は合理的であるべきである。

と要求をまとめている[213]。

この提案を受けて、イギリス公使は商務担当の公使館員と協議して中国側の提案に対する対案を作成した。そこでは第1条の商品の購入場所が「省」・「府」のみと明記され、量は削除され、第2・4・7条の有効期限が長くなるなと、天津のイギリス商人の意向をうけた修正がみられた[214]。

その後も、ホプキンス領事を介して公使とイギリス商人のやりとりが続いたが[215]、8月14日になると、北京から天津に派遣されたホージーと天津のイギリス商人が会合をもった。そこで最後まで問題となったのは保証金の問題であった。イギリス人商人たちは保証金を納入済みであるため、従来のように天津に到着した商品の購入を拒否できず、輸出を強いられることを恐れていた。また、商人たちは内地で生産された毛皮を三聯単で帰化城まで運んで売却し、そこの工場で絨毯やローブなどに加工され、帰化城から天津までは新たな三聯単で運ばれることになっていたが、新規則ではそうした貿易ができないために買辦が強く反対し、イギリス商人は彼らの影響を受けていた。こうした理由から結局商人たちは、現状のリスクはあるものの新たな規則よりも現状の規則維持で一致したのである[216]。

結局のところ、最後はイギリス商社の買辦の反対が決め手となり、規定は実施されず、三聯単から「四聯単」への変化はなかった。先述のように、イギリス人商人達は業務を買辦に丸投げしており[217]、貿易の実態を把握していなかったから、彼らの強烈な反対があればそれに従わざるをえなかったのだろう。実際、熟練の買辦がいなければ、外国商社は羊毛の品質の識別もできなかった[218]。本来は中英間の交渉であったのだが、圧倒的な情報量をもち実務を担う買辦が交渉の結果を左右したのである。彼らにとって、三聯単の（ｉ）–(vii）に対応する柔軟性が失われること、ひいては依然として課題として残されている集荷や輸送の問題に対応できなくなることが一番の問題であったのだろう。つまり、買

辦と彼らの代理人達が内地における三聯単のゆるやかな運用によって拡大してきた貿易そのものが、規定によって損なわれることを恐れたのである。保証金や帰化城における加工についての議論は後付けであったのかもしれない。

その後、1905–1908年のスワイア商会の事件のあと、外務部はジョーダン公使に対して天津総領事に命じて、津海関道と協議して、より条約と一致した申し分のない規則を策定させるように要求した(219)。また、1909年に津海関道はイギリス領事に対し、三聯単の有効期限を1年に限定することを提案した(220)。しかし、こうした三聯単を統制しようとする清朝当局側の提案は実現しなかった。

結果的に通過貿易をめぐる紛争は続いた。例えば、フォーブス商会代理人が購入し、三聯単で天津まで運ばれる山羊皮が1908年11–12月、1909年9月–12月に甘粛省の清水県張家荘で課税されたため、課税額430.06両の返還を領事を通じて要求する事件が起こっている。津海関道を介して伝えられた甘粛省側の返答によると、甘粛ではすべての商品への課税、山羊皮と羊毛も三聯単に保護される前に課税が行われた。山羊皮の売人が宿泊する宿屋が課税場所となり、これが条約違反だとされる場合にはより生産に近い段階で課税することになるとしていた(221)。つまり、三聯単の統制ができないことが、⑥産地付近における三聯単適用前の課税を招いていたといえるだろう。

また、1909年の天津領事の報告も、最初の釐卡まで三聯単が空欄であること、最初の釐卡で三聯単と交換された運照が次の釐卡で有効でないことを指摘している(222)。依然として三聯単貿易は不安定なままであった。

1906年以降、甘粛省の百貨統捐はそれまでの20万両前後から1906年の57万9,802両、1907年の58万4,135両、1908年の61万1,981両、1909年の65万9,077両へと激増していた(223)。しかし、甘粛省側は羊毛・羊皮が貿易の主要商品であるにも関わらず、そこからの税捐は微々たるものであり、その原因は通過貿易にあると認識しており、甘粛省側の不満は強かった(224)。とはいえ、20世紀初頭、羊毛貿易は拡大していたが、図5にみられるように輸出通過貿易は停滞している。結果として陝甘の当局は三聯単規制に失敗したが、全体として通過貿易の急速な発展を抑えこむことに成功していたといえる。

お　わ　り　に

羊毛貿易は開港当初は停滞したが、それは品質、集荷、輸送コスト、税負担が原因であった。1880年代になると、羊毛貿易は急速に拡大し、仲介者が多数介在する流通網が形成された。しかし、開港当初からの課題であった品質問題ならびに集荷、輸送コストの問

題も解決していなかった。したがって、輸送途中の税負担を免除される通過貿易が羊毛貿易拡大の最大の要因であった。こうした通過貿易の拡大に対し、財政的に逼迫した陝甘の当局は妨害を図ったが、これはイギリスとの紛争を引き起こした。これに対応して始まった三聯単改革をめぐる中英の交渉で明らかになったのは、三聯単の制度の柔軟性が羊毛貿易の不確実性を補い、課題として残されていた集荷や輸送の問題に対応していることであった。そして、清朝側は陝甘当局の意をうけて、こうした三聯単の柔軟性を制約する「四聯単」のシステムを提起した。しかし三聯単のゆるやかな運用によって羊毛貿易を拡大してきたイギリス商社の代理人（買辦）の反対に遭い、この「四聯単」の制度は導入されることはなかった。結局、清末において、羊毛貿易をめぐる三聯単問題は解決されないまま残されたのである。

かかる通過貿易の状況は辛亥革命後に転機を迎える。辛亥革命に伴う内陸部の混乱に際して、コリンズ商会（Collins & Co.）やフォーブス商会など天津のイギリス商社6社は内陸部における貿易品の保護をジョーダン公使に訴えた[(225)]。その後、内陸部でのイギリス商社の損失は増大した。これに対してイギリス商社はイギリス領事を介して中国政府に対する損害を全額賠償するように要求していたが、イギリス領事は、国際法の先例に基づき、イギリス商社が内戦における損失を受け入れるべきだと返答している[(226)]。これは内地において統治が崩壊した際に、取引のリスクが高まっていることを示している。その後、羊毛貿易は拡大していくものの、1920年代以降は陝甘での内戦激化の中で、陝甘から外国商社の天津への撤収が始まることになる[(227)]。

このような政治的変動と貿易の拡大を経て、羊毛の流通は一層複雑になっていく。羊毛の流通は1930年代においては、天津においては図6の形態にまで発展する[(228)]。ここでは外客から輸出商の間に多数の仲介者が介在し[(229)]、羊毛の流れを一つの業者で把握することが不可能になっていることが分かる。こうした流通形態は、羊毛に限られたことではない。

また内地における流通はモンゴルの場合、図7のようになる[(230)]。これは毛桟を羊毛が通過するが、それ以外では流通を把握できないことが特徴である。

以上からみて天津やモンゴルの場合、1930年代の流通は辛亥革命前よりもはるかに複雑になっていることが分かる。一方、西寧の方面での取引は本論で取り上げた状況とあまり変わらない[(231)]。辛亥革命前とは貿易の距離自体に変化はないから、流通のあり方の変化や、買辦が有していた機能が地域によっては分化したことが予想される。また、内地における税制の変化との関係も想定される。辛亥革命後、このような流通形態の違いはどのように成立したのだろうか、今後の検討課題としたい。

図6　天津における羊毛取引
出典：『北支那の羊毛』70頁

図7　内地の羊毛取引
出典：『北支ニ於ケル獣毛及獣皮事情』25頁

註

(1) アジア交易圏論に関する研究については、古田和子『上海ネットワークと近代東アジア』東京大学出版会、2000年、201–220頁；拙稿「清末の沿海経済史」久保亨編『中国経済史入門』東京大学出版会、2012年、20–22頁を参照。

(2) 通過貿易とは中英天津条約第28条および附属税則第7条に基づく内地貿易である。具体的には外国人商人がアヘン以外の外国商品を国外から持ち込む場合と、中国国産品を内地から持ち出す場合に、海関で関税の半額、免税品は従価2.5%という代替税（子口半税）を支払えば、その納税証明書の呈示によって全ての内地諸税を免除されるというシステムの下で行われた。この貿易で使用される輸出子口半税支払い済み証明書は三枚綴りとなっていたことから、三聯単といわれる。

(3) 特定の産品の貿易の研究史については、前掲拙稿；吉田建一郎「農畜産物貿易史」久保亨編前掲書などを参照。また、海関統計の通過貿易を利用した研究としては以下を参照。佐々波智子「19世紀末、中国における開港場・内地市場間関係——漢口を事例として」『社会経済史学』57巻5号、1991年；拙著『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会、2013年、295–298頁。

(4) 輸出量のみならず、輸出額についても同様の傾向を指摘できる。

(5) 綿花は20世紀に入ってから輸出が増大した。リンダ・グローブ「華北における対外貿易と国内市場ネットワークの形成」杉山伸也・リンダ・グローブ編『近代アジアの流通ネットワーク』創文社、1999年、98頁。

(6) 姚洪卓主編『近代天津対外貿易1861–1948』天津社会科学院出版社、1993年。なお、天津の対外貿易は上海経由で行われていた部分が大きく、その点には留意が必要である。上海は国内産品の再輸出によって重要なディストリビューション・センターとなっていた。古田前掲書、161頁。

(7) リンダ・グローブ前掲論文。

(8) 樊如森『天津与北方経済現代化（1860–1937）』東方出版中心、2007年；呉松弟・樊如森・陳為忠・姚永超・戴鞍鋼等『港口——腹地与北方的経済変遷（1840–1949）』浙江大学出版社、2011年、100–123、199–265頁。

(9) 龐玉潔『開埠通商与近代天津商人』天津古籍出版社、2004年。

(10) 木越義則『近代中国と広域市場圏——海関統計によるマクロ的アプローチ』京都大学学術出版会、2012年、65–88頁。

(11) Chin Chien-Yin, *Wool Industry and Trade in China*, Hautes Ètudes Industriees et Commerciales, Economic Studies, No 6, Hautes Ètudes, Tianjin, 1937, pp. 128–141. 近年では鐘銀梅『近代甘寧青皮毛貿易与畜牧経済開発研究』寧夏人民出版社、2010年；吉澤誠一郎「近代天津の貿易とその後背地—羊毛輸出を中心に」井上徹・仁木宏・松浦恆雄編『東アジアの都市構造と集団性』清文堂、2016年がある。

(12) 戦前の日本側の調査としては以下のものが挙げられる。農商務省農務局『支那ニ於ケル緬羊及羊毛事情』農商務省農務局、1918年（以下『支那ニ於ケル緬羊及羊毛事情』）；南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会『支那羊毛』南満洲鉄道株式会社、1930年（以下『支那羊毛』）；安藤茂『天津を中心としたる支那及満洲国羊毛に就いて』横浜正金銀行頭取席調査課、1935年；南満洲鉄道株式会社天津事務所調査課編『北支那の羊毛』南満洲鉄道株式会社

天津事務所調査課、1936年（以下『北支那の羊毛』）。また、戦前の現地調査をもとにした羊毛貿易に深く関係する都市の商業研究としては、帰化城・綏遠城のギルドをとりあげた今堀誠二『中国封建社会の機構――帰綏（呼和浩特）における社会集団の実態調査』日本学術振興会、1955年；包頭の回民商業資本を分析した今永清二『中国回教史序説』弘文堂、1966年、83–116頁がある。

（13）李暁英「近代甘寧青的皮筏運輸――以羊毛貿易為中心的考察」『西北民族大学学報（哲学社会科学版）』2009年5期、2009年；同「双重因素制約下的羊毛貿易（1894–1937年）――以甘寧青為中心的考察」『西北師大学報（社会科学版）』48巻5期、2011年；李暁英・王正儒「近代甘寧青羊毛業述論」『寧夏社会科学』177、2013年。

（14）李暁英「近代甘寧青羊毛貿易中的回族商人及其貿易網絡」『西北師大学報（社会科学版）』45巻4期、2008年；王正儒「試論民国期西北回族商業経済特点」『回族研究』2011年第4期、2011年。

（15）本稿で用いたのは次の史料である。Great Britain Foreign Office, Embassy and Consular Archives. China: Correspondence Series I（以下 FO228と略称）。

（16）イギリスは20世紀初頭まで天津貿易において圧倒的な地位を占めていた。姚洪卓主編前掲書、35–38頁。

（17）毛織物は中国においても漢代以前から存在したが、一部の階層の使用にとどまり大きな発展はみられなかった。一方、欧米からの毛織物の輸入は1660年代にイギリス船によって廈門で始まり、19世紀初頭までにアヘンと綿花に次ぐイギリスの対中輸出品となっている。上海市工商行政管理局・上海市毛麻紡織工業公司毛防史料組編『上海民族毛紡織工業』中華書局、1963年。

（18）『支那二於ケル緬羊及羊毛事情』211頁；『支那羊毛』1頁；Chin, *op. cit.*, p. 47.

（19）『支那羊毛』3頁。

（20）例えば金建寅の研究に引用されている1931年の数値では中国全体で3,800万頭の羊が飼育されるなかで、甘粛省の羊の頭数が41万2,000頭となっていて、中国全体の1.1％に過ぎない。Chin, *op. cit.*, p. 45. 羊毛の生産量の割合からすると、にわかに信じがたい数字である。

（21）『支那羊毛』10–12頁。

（22）『支那羊毛』33–37頁；『北支那の羊毛』1頁；Chin, *op. cit.*, pp. 45–47.

（23）1930年代半ばの金建寅の推計では、61万4,000ピクルで、そのうち外モンゴルが15万ピクル、新疆が14万ピクル、青海が12万ピクル、甘粛が8万ピクル、陝西が5万ピクル、熱河が2万3,000ピクル、綏遠2万ピクル、察哈爾1万5,050ピクルなど推計されている Chin, *op. cit.*, p. 41. 満洲が入らず、内モンゴル（綏遠・察哈爾の大半と熱河の一部）などが上記の頭数推計と比率がずれるため、この推計から清末の状況を類推することはできない。

（24）『支那二於ケル緬羊及羊毛事情』7–17頁；『支那羊毛』7–9頁。

（25）『通商報告』第29号、1887年7月30日「北支那地方産出綿羊毛及駱駝毛ノ景況并其売買ニ関スル諸般ノ実況」20頁；『北支那の羊毛』4–13頁；Chin, *op. cit.*, p. 45.

（26）『通商彙纂』明治39年第15号、1906年3月13日「清国甘粛省羊毛取引状況」2頁。

（27）『支那羊毛』43–44頁。

（28）『通商報告』第29号、1887年7月30日「北支那地方産出綿羊毛及駱駝毛ノ景況并其売買ニ関スル諸般ノ実況」19–20頁。

（29）1894年天津海関報告は甘粛産が最も優れるとする。CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1894,

Tientsin, p. 24.

(30) FO228/1734, Encl. in Fulford to Jordan, Separate, October 18, 1909. 後の調査でも、西寧套毛は繊維が最も長くて張力があり、光沢に富み、カーペット・ウールとして最適であったとされ、その生産額も最も多く、価格も最も高かった。『支那羊毛』44頁。

(31)『通商彙纂』明治43年第50号、1910年9月10日「天津輸出工業原料」4–5頁。

(32) Chin, *op. cit.*, p. 71.

(33) 清国駐屯軍司令部編『天津誌』博文館、1909年、444頁。

(34) 例えば1892年の天津の場合、羊毛の輸出先の95%をアメリカが占めている。CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1892, Tientsin, p. 20.

(35) 1920年代においては、中国からの輸入総額の9割以上に相当する羊毛がカーペットとして使用された。『支那羊毛』223頁。

(36) 清国駐屯軍司令部編前掲書、444頁。

(37)『通商報告』第29号、1887年7月30日「北支那地方産出綿羊毛及駱駝毛ノ景況并其売買ニ関スル諸般ノ実況」21頁；東亜同文会『支那省別全誌　第18巻　直隷省』東亜同文会、1920年、664頁。

(38) 外務省通商局編『清国事情』第1輯、1907年、47頁。

(39) China Imperial Maritime Customs（以下 CIMC と略称）, *Reports on Trade*, 1865, Tientsin, p. 29.

(40) CIMC, *Reports on Trade*, 1874, Tientsin, p. 16.

(41)『通商彙纂』明治43年第50号、1910年9月10日「天津輸出工業原料」5頁。

(42) CIMC, *Reports on Trade*, 1879, Tientsin, p. 264.

(43) 金建寅は、羊毛貿易は1881年の香港上海銀行天津支店開店を契機に始まったとする。Chin, *op. cit.*, p. 81. しかし、開港当初の記録が示す様に、これは正確ではない。

(44) CIMC, *Reports on Trade*, Tientsin, 1865, p. 29.

(45) CIMC, *Returns of Trade*, 1861, Tientsin.

(46) Irish University Press, *British Parliamentary Papers*（以下 *BPP*), *China*, Vol. 6, Commercial Report on China, 1864, p. 3 (493).

(47) *BPP*, *China*, Vol. 10, Commercial Report on China, 1871, p. 113 (221).

(48) *BPP*, *China*, Vol. 11, Commercial Report on China, 1874, p. 61 (363).

(49) *BPP*, *China*, Vol. 6, Commercial Reports on China, 1864, p. 389 (113).

(50) CIMC, *Reports on Trade*, 1866, Tientsin, p. 100.

(51) CIMC, *Reports on Trade*, 1866, Tientsin, pp. 100–101.

(52) CIMC, *Reports on Trade*, 1866, Tientsin, p. 100. 天津に搬入された羊は肉が回民の食用に用いられており、その需要は大きかった。『通商公報』第2号、1914年1月22日「天津地方に於ける畜産物需給状況」232頁。

(53) CIMC, *Reports on Trade*, 1866, Tientsin, p. 100.

(54) 原料である羊毛の品質のほか、近隣で工場に必要な量の水を供給できないことなども品質悪化の原因であった。また、他の洋務企業同様に経営も不適切であった。上海市工商行政管理局等編前掲書、9–19頁；蔣致潔「清代光緒年間蘭州機器織呢局述評」『蘭州学刊』1984年第4期、1984年、81頁。そもそも、蘭州で生産された製品が長距離のコストを要する陸路を経た後で市場の需要を満たさないことは工場の設立前から予想されていた。*NCH*, August 31, 1878, p. 213.

(55) CIMC, *Reports on Trade*, 1866, Tientsin, p. 101.
(56) CIMC, *Reports on Trade*, 1879, Tientsin, p. 264.
(57) CIMC, *Reports on Trade*, 1879, Tientsin, p. 263.
(58) CIMC, *Reports on Trade*, 1873, Tientsin, p. 14.
(59) CIMC, *Reports on Trade*, 1873, Tientsin, p. 14.
(60) CIMC, *Reports on Trade*, 1879, Tientsin, p. 263.
(61) *BPP*, *China*, Vol. 12, Commercial Reports on China, 1877, p. 158 (380).
(62) CIMC, *Reports on Trade*, 1865, Tientsin, p. 29.
(63) *BPP*, *China*, Vol. 12, Commercial Reports on China, 1876, p. 10 (115).
(64) CIMC, *Reports on Trade*, 1879, Tientsin, p. 264.
(65) *NCH*, July 22, 1887, p. 97.
(66) CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1891, Tientsin, pp. 20–21.
(67) CIMC, *Reports on Trade*, 1880, Tientsin, p. 21.
(68)『支那二於ケル緬羊及羊毛事情』55頁
(69)『通商彙纂』明治43年第50号、1910年9月10日「天津輸出工業原料」5–6頁。
(70) *BPP*, *China*, Vol. 12, Commercial Reports on China, 1883, pp. 272–273 (650–651).
(71) CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1890, Tientsin, p. 21.
(72) CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1887, Tientsin, p. 20;『通商報告』第29号、1887年7月30日「北支那地方産出綿羊毛及駱駝毛ノ景況并其売買ニ関スル諸般ノ実況」20–21頁でも内地問屋が悪毛を混入するという詐欺的行為をはたらき、購入した場合に大損失を出すため、外国人商人は信頼できる商人を雇用していたという。
(73) *NCH*, August 12, 1887, p. 179.
(74) 中国茶の品質問題はつとに指摘されている。陳慈玉『近代中国茶業的発展与世界市場』中央研究院経済研究所、1982年、245–253頁。
(75) *NCH*, April 29, 1887, p. 474.
(76) *NCH*, November 16, 1888, p. 550.
(77) CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1891, Tientsin, p. 20.
(78) CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1898, Tientsin, p. 30.
(79) FO228/1627, Encl. in Hopkins to Satow, No. 35, April 4, 1906.
(80) 武斉洗毛工場は1906年の設立で、羊毛の洗浄のほか、牛骨粉砕を行った。先農公司の洗毛工場はそれに先だって設立されており、羊毛洗浄機以外に、羊毛打繰機や荷造機などを有した。東亜同文会前掲『支那省別全誌　第18巻　直隷省』658–659頁；清国駐屯軍司令部編前掲書、399頁。武斉洋行は特に牛骨・羊毛の輸出を取り扱っていた商社である。外務省通商局編『清国事情』第1輯、1907年、28頁。なお、天津における牛骨取引は日本人によって開始され、日本人が独占してほとんど日本に輸出された。『通商公報』第8号、1913年4月28日「天津に於ける牛馬皮並に牛骨」374頁。
(81) 1910年代から1930年代に至るまで、同様の問題の指摘は続いている。『支那二於ケル緬羊及羊毛事情』59頁；Chin, *op. cit.*, pp. 149–151.
(82) CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1893, Tientsin, p. 24.
(83) CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1895, Tientsin, p. 29. 1895年から1896年にかけて甘粛省では回民の反乱が発生していた。

（84）CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1898, Tientsin, p. 30.
（85）CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1909, Tientsin, p. 106.
（86）CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1900, Tientsin, p. 756.
（87）CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1901, Tientsin, p. 777.
（88）CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1905, Tientsin, p. 55.
（89）アメリカ市場の影響による羊毛貿易の大きな変動はその後も1930年代まで続いた。李暁英前掲「双重因素制約下的羊毛貿易（1894–1937年）」46頁。
（90）清国駐屯軍司令部編前掲書、444–445頁；『支那羊毛』147–148頁。イギリス商人は1924年においても66％、1927年においても46％を占めていた。この時期にイギリス商社の地位が低下したのは内陸の戦乱と、三聯単の効力がなくなったことによる。同156頁。
（91）『支那羊毛』147頁。
（92）『支那羊毛』147頁。
（93）黄鑑暉『明清山西商人研究』山西経済出版社、2002年、72–108頁。
（94）山西・陝西商人は張家口を中心にモンゴル方面で活躍したほか、甘粛・寧夏・青海でも最も有力であった。このほか、順徳の皮毛商人もモンゴルや甘粛・寧夏・青海方面で活動した。鐘銀梅前掲書、29–31頁；呉松弟等前掲書、209頁。
（95）『支那羊毛』147頁。
（96）『支那羊毛』147頁；Chin, *op. cit.*, p. 97.
（97）このほか、獣毛皮革を扱うロシア商人が4店、ロシア産品を扱うロシア商人が2店あった。『申報』1908年4月10日「庫倫洋行計数」。
（98）*NCH*, December 30, 1910, p. 768.
（99）東亜同文会『支那省別全誌　第6巻　甘粛省』東亜同文会、1918年、797–801頁。
（100）『甘粛全省財政説明書』経済学会、1915年、初編下、営業表、32–35頁。
（101）東亜同文会前掲『支那省別全誌　第6巻　甘粛省』794–795頁。
（102）『通商報告』第29号、1887年7月30日「北支那地方産出綿羊毛及駱駝毛ノ景況并其売買ニ関スル諸般ノ実況」25–28頁。
（103）FO228/1228, Sundius to MacDonald, No. 35, October 4, 1896.
（104）『通商彙纂』明治39年第15号、1906年3月13日「清国甘粛省羊毛取引状況」2頁。吉澤は黄河上流域における羊毛買い付けで仲介が必要であった理由として当該地区の民族の多様性を挙げている。吉澤前掲論文、199頁。
（105）丹噶爾に羊毛を販売に来ていたチベット人は羊毛を売却して綿布や奢侈品を購入するような漢化した熟番であったとされる。*NCH*, September 9, 1910, p. 596.
（106）『甘粛全省財政説明書』経済学会、1915年、初編下「営業表」35頁。
（107）FO228/1464, Encl. in Hopkins to Satow, No. 30, July 5, 1902.
（108）張自身は復興木廠と裕源米店など経営。FO228/1415, Encl. in Hopkins to Townly, No. 23, June 13, 1903; FO228/1507, Encl. in Hopkins to Townly, No. 22, June 12, 1903.
（109）FO228/1661, Encl. in Pratt to Jordan, No. 46, August 2, 1907.
（110）FO228/1845, Encl. No. 1 in Fulford to Jordan, No. 1, January 8, 1912. なおこの金額には所有する不動産などは含まれない。FO228/1845, Encl. No. 2 in Fulford to Jordan, No. 1, January 8, 1912.
（111）FO228/1845, Encl. No. 1 in Wilton to Jordan, No. 110, December 16, 1912.

（112）FO228/1228, Sundius to MacDonald, No. 35, October 4, 1896.
（113）『通商彙纂』明治39年第15号、1906年3月13日「清国甘粛省羊毛取引状況」3頁；『支那二於ケル緬羊及羊毛事情』79頁；李暁英前掲「近代甘寧青的皮筏運輸」。中衛と石嘴子の間は黄河が浅かったために船舶の航行が困難であったこともあり、石嘴子は一大集散地となっていた。東亜同文会前掲『支那省別全誌　第6巻　甘粛省』557–558、797–798頁。
（114）石嘴子では外国商社によって圧搾と梱包が行われていた。東亜同文会前掲『支那省別全誌　第6巻　甘粛省』394頁。
（115）『支那二於ケル緬羊及羊毛事情』80–81頁。このルートの必要日数は1930年代においてもほぼ同様である。Chin, *op. cit.*, p. 109.
（116）外務省通商局編『清国事情』第1輯、46頁。1910年代には張家口に出回る羊毛26万ピクルのうち、モンゴル産が16万2,500ピクル、山西省産1万ピクル、甘粛省産5万ピクル、青海産2万2,000ピクル、大同・張家口附近が1万ピクルとされる。東亜同文会前掲『支那省別全誌　第18巻　直隷省』661頁。ここからは甘粛省の割合が高まっていることが分かる。
（117）外務省通商局編『清国事情』第1輯、46頁；清国駐屯軍司令部編前掲書、442–443頁。
（118）CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1909, Tientsin, p. 106.
（119）宣統『丹噶爾庁志』巻5「実業」；吉澤前掲論文、194頁。
（120）FO228/2612, Jordan to Wai-Wu Pu, February 2, 1907.
（121）FO228/1627, Encl. in Hopkins to Satow, Separate, January 8, 1906.
（122）『大公報』1908年9月10日「中国北部之農牧業談」。
（123）むろん、護衛付き運送業である鏢局も利用されていたであろう。清末の張家口貿易に関わる鏢局については黄鑑暉前掲書、179–183頁参照。
（124）*BPP*, *China*, Vol. 14, Commercial reports on China, 1882, p. 88 (314); FO228/1228, Brenan to O' Conor, No. 3, January 9, 1893.
（125）『通商報告』第29号、1887年7月30日「北支那地方産出綿羊毛及駱駝毛ノ景況并其売買ニ関スル諸般ノ実況」26頁。
（126）CIMC, Trade Reports, 1875, Tientsin, p. 71.
（127）CIMC, Trade Reports, 1875, Tientsin, p. 72.
（128）『通商報告』第29号、1887年7月30日「北支那地方産出綿羊毛及駱駝毛ノ景況并其売買ニ関スル諸般ノ実況」25頁。
（129）中国人による通過貿易の利用は鎮江の貿易で多用されたことがよく知られている。鎮江の通過貿易をめぐる中英の交渉については以下を参照。Motono Eiichi, *Conflict and Cooperation in Sino-British Business 1860–1911: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai*, London: Macmillan Press, 2000, pp, 33–53；前掲拙稿、88–93頁。
（130）*BPP*, *China*, Vol. 11, Commercial reports on China, 1875, p. 111 (597).
（131）CIMC, Trade Reports, 1875, Tientsin, p. 72.
（132）FO228/838, Encl. in Bristow to Walsham, No. 28, August 15, 1886. Intelligence Report for period ended 31 July 1886.
（133）鎮江の事例については以下を参照。拙稿「効かない証明書――19世紀末、鎮江における通過貿易問題」森時彦編『長江流域社会の歴史景観』京都大学人文科学研究所附属現代中国センター、2013年、95–96頁。
（134）FO228/1228, Brenan to O' Conor, No. 3, January 9, 1893.

（135）こうした手法もしばしば指摘されている。佐々波前掲論文、89頁。
（136）CIMC, Trade Reports, 1875, Tientsin, p. 72.
（137）FO228/1228, Brenan to O' Conor, No. 3, January 9, 1893.
（138）FO228/1228, Sundius to MacDonald, No. 31, September 16, 1896.
（139）FO228/1253, MacDonald to Bristow, No. 1, January 27, 1897.
（140）FO228/1228, Sundius to MacDonald, No. 35, October 4, 1896.
（141）FO228/1228, Sundius to MacDonald, No. 35, October 4, 1896.
（142）FO228/1253, Encl. in Bristow to MacDonald, Separate, August 11, 1897.
（143）FO228/1286, Scot to MacDonald, No. 1, January 26, 1898.
（144）清国駐屯軍司令部編前掲書、509–510頁。
（145）FO228/2611, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 78, October 18, 1906; FO228/1734, Encl. in Fulford to Jordan, Separate, October 18, 1909.
（146）FO228/1876, Encl. No. 3 in Willis to Alston, No. 73, January 3, 1913.
（147）FO228/1391, Hopkins to Satow, No. 142, September 20, 1901; FO228/1391, Encl. No. 2 in Hopkins to Satow, No. 142, September 20, 1901.
（148）FO228/1464, Hopkins to Satow, No. 1, January 6, 1902.
（149）FO228/1464, Encl. in Hopkins to Satow, No. 14, March 17, 1902.
（150）これまでは上海の紡績工場が製造した綿糸を内地で無税で通過させるために特別に規則を設けて通過証を海関が発給したことがあったのみである。CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1901, Tientsin, p. 779.
（151）なお、海関が徴収した通過税に関しては毎月末に鈔関に送金されて鈔関の収入となった。清国駐屯軍司令部編前掲書、501–502頁。
（152）だたし、これまで津海関道が発給してきた三聯単による通過貿易は統計上把握されていなかったので、それが統計で把握できるようになったことによる変化があることも念頭におく必要がある。
（153）CIMC, *Trade Reports and Returns*, 1904, Tientsin, p. 57.
（154）王樹槐『庚子賠款』中央研究院近代史研究所、1985年、148頁。
（155）『甘粛全省財政説明書』次編上「百貨統捐」53頁；羅玉東『中国釐金史』商務印書館、1936年、408頁。
（156）FO228/2612, Hopkins to Jordan, No. 31, June 10, 1907.
（157）FO228/2614, Encl. No. 1 in Hopkins to Satow, No. 33, March 24, 1906.
（158）FO228/2614, Wai-Wu Pu to Carnegie, No. 49, June 30, 1906.
（159）FO228/2614, Encl. in Hopkins to Carnegie, August 1, 1906.
（160）FO228/2614, Wai-Wu Pu to Jordan, April 15, 1907.
（161）FO228/2614, Hopkins to Satow, No. 16, February 17, 1906; FO228/2614, Encl. No. 3 in Hopkins to Carnegie, No. 41, May 7, 1906.
（162）FO228/2614, Encl. No. 2 in Hopkins to Jordan, No. 16, February 17, 1906; FO228/2614, Encl. No. 7 in Hopkins to Carnegie, No. 41, May 7, 1906.
（163）FO228/2614, Jordan to Foreign Office, No. 536, November 26, 1908.
（164）FO228/2614, Jordan to Foreign Office, No. 536, November 26, 1908.
（165）FO228/2614, Hopkins to Satow, No. 16, February 17, 1906.

（166）FO228/2611, Prince Ch’ ing to Satow, No. 107, November 30, 1905.
（167）FO228/2611, Encl. No. 1 in Hopkins to Satow, No. 2, January 9, 1906.
（168）FO228/2611, Encl. No. 1 in Hopkins to Satow, No. 2, January 9, 1906.
（169）FO228/2611, Encl. No. 1 in Hopkins to Satow, No. 2, January 9, 1906.
（170）『商務官報』1907年第13期、1907年7月5日、楊志洵「羊毛業近況」。
（171）FO228/2611, Encl. No. 1 in Hopkins to Satow, No. 2, January 9, 1906.
（172）FO228/2611, Encl. No. 1 in Hopkins to Satow, No. 2, January 9, 1906.
（173）『通商彙纂』明治39年第15号、1906年3月13日「清国甘粛省羊毛取引状況」3頁。
（174）同3–4頁。
（175）FO228/2611, Hopkins to Carnegie, No. 58, July 3, 1906; FO228/1627, Encl. in Hopkins to Carnegie, Separate, July 5, 1906.
（176）FO228/2611, Wai-Wu Pu to Satow, No. 64, September 29, 1906.
（177）「…県城旧設官秤一杆、由捕庁択人承辦、凡遇往来商賈貿易各貨、悉以此秤権其軽重。前経本県籌議学堂常年経費、擬将此秤帰商領帖納課、並将土産羊毛亦該行過秤、売買両家各出用銭一文。令該行於所収用内、毎年与小学堂認交常年経費銭弐百千文、並繳捕庁衙門公費五十千文各等情、分別稟詳、現蒙各憲批准在案。随将請領羊毛百貨秤行部帖一張、径給張維宝収領、按年踴躍輸税外、合行諭飭、諭至該洋行遵照。凡有購買羊毛、務須帰行過秤、売買両家各出用銭一文。…」FO228/2611, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 75, October 11, 1906; FO228/1604, Tientsin Consulate General: Chinese Enclosure No. 19 of 1906.
（178）FO228/2611, Hopkins to Jordan, No. 75, October 11, 1906.
（179）FO228/2612, Wai Wu Pu to Jordan, January 10, 1907.
（180）FO228/2611, Hopkins to Jordan, No. 78, October 18, 1906.
（181）FO228/2611, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 78, October 18, 1906.
（182）FO228/2611, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 78, October 18, 1906.
（183）FO228/2611, Hopkins to Jordan, No. 78, October 18, 1906.
（184）FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 23, May 10, 1907.
（185）FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 23, May 10, 1907.
（186）FO228/1661, Encl. in Pratt to Jordan, No. 46, August 2, 1907.
（187）FO228/2612, Jordan to W. W. P., August 12, 1907.
（188）FO228/2612, Encl. in Jordan to Hopkins, No. 35, October 28, 1907.
（189）FO228/2612, Jordan to Hopkins, No. 35, October 28, 1907.
（190）FO228/2612, Hopkins to Jordan, No. 71, December 2, 1907.
（191）「…而洋商執有聯単者不抽釐金、将来自有利権均為外人所奪。…」FO228/1637, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 71, December 2, 1907; FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 71, December 2, 1907.
（192）FO228/2612, Jordan to Wai-Wu Pu, December 6, 1907.
（193）FO228/2612, Wai-Wu Pu to Jordan, March 28, 1908.
（194）FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 29, June 1, 1907.
（195）前掲拙著、421–424頁。
（196）通過貿易については輸入貿易も対象となった。1906年9月、ウィルソン商会がホプキンス領事に訴えたところによると、従来は「寧夏府」と行き先を指定した三聯単で保証された

外国製品は府内であれば府城以外における売却も妨害されなかったのが、最近は地方当局によって寧夏府城以外での三聯単を用いた取引が禁止される事態になったとしている。FO228/2611, Hopkins to Jordan, No. 71, September 18, 1906. これは府城への取引の集中を図っていたといえるだろう。また1907年6月にも、ウィルソン商会が送付し、天津で発行された通過証で保証された綿製品が、寧夏府城で落地税を課税されるという事件が発生している。FO228/2612, Hopkins to Jordan, No. 4, January 15, 1908. つまり陝甘の地方官僚は輸出入を問わず、通過貿易に徹底した課税を計画していたのである。

(197) FO228/2611, Hopkins to Satow, No. 4, January 19, 1906.
(198) FO228/2611, Encl. in Satow to Hart, March 24, 1906.
(199) FO228/2611, Encl. in Satow to Hart, March 24, 1906.
(200) FO228/2611, Encl. in Satow to Hart, March 24, 1906.
(201) FO228/2611, Encl. in Satow to Hart, March 24, 1906.
(202) FO228/2611, Encl. in Satow to Hart, March 24, 1906.
(203) FO228/2611, Encl. in Satow to Hart, March 24, 1906.
(204) FO228/2611, Satow to Hart, March 24, 1906; FO228/2611, Hart to Satow, March 27, 1906.
(205) FO228/2611, Satow to Wai Wu Pu, May 3, 1906.
(206) FO228/2612, Wai-Wu Pu to Jordan, January 10, 1907.
(207) FO228/2612, Encl. in Wai-Wu Pu to Jordan, January 10 1907.
(208) FO228/2612, Jordan to Hopkins, No. 4, February 1, 1907.
(209) FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 9, February 26, 1907.
(210) FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 9, February 26, 1907.
(211) FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 9, February 26, 1907.
(212) FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 9, February 26, 1907.
(213) FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 9, February 26, 1907.
(214) FO228/2612, Jordan to Hopkins, May 26, 1907.
(215) FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 38, July 1, 1907; FO228/2612, Jordan to Hopkins, No. 23, July 4, 1907; FO228/2612, Encl. in Hopkins to Jordan, No. 45, August 2, 1907.
(216) FO228/2612, Encl. in Pratt to Jordan, No. 45, August 2, 1907.
(217) 清国駐屯軍司令部編前掲書、387頁では「英商の当地に於ける行動は、熟贅勤勉の美質を喪い、実務は多く買辦に依りて措辦し、徒に社交上の快楽を貪り、庭球・乗馬・遊猟・競馬等の遊技競技に熱中するに過ぎ、其の勤務時間の如きも甚だ短く、加ふるに籍口し得る限りの理由を以て休業すること頗る多く、夜間は概ね倶楽部に参集して玉突・飲酒に耽り、或は賽子画牌を弄して深更に至るもの尠なからず、要するに行往座臥大贅沢に過ぎ偸安苟且の慊なき能わず」と買辦に業務を依存して社交・遊興にふけるイギリス人商人を酷評している。
(218) 東亜同文会前掲『支那省別全誌　第6巻　甘粛省』794–795頁。
(219) FO228/2614, Jordan to Foreign Office, No. 536, November 26, 1908.
(220) FO228/1734, Encl. in Fulford to Jordan, Separate, October 18, 1909.
(221) FO228/2547, Fulford to Max Muller, No. 48, October 10, 1910.
(222) FO228/1734, Encl. in Fulford to Jordan, Separate, October 18, 1909.
(223) 羅玉東前掲書、617頁。
(224)『甘粛全省財政説明書』4編下「出口報単」48–49頁。

(225) 中国第一歴史檔案館・北京大学・澳大利亜拉籌伯大学編『清代外務部中外関係檔案史料叢編――中英関係巻』第3冊・通商貿易、中華書局、2007年、515–523頁。

(226) FO228/1845, Encl. in Fulford to Jordan, Separate, January 27, 1912.

(227) 李暁英前掲「双重因素制約下的羊毛貿易双重」46–47頁。

(228) 図中の業者については以下を参照。

外客：内地の集散市場の毛店の天津への出張員。

外莊：内地における買辦の出店。

貨桟：倉庫業者で、在倉庫品に対する金融・売買の仲介を行い、外客を宿泊させる施設を有する。金融では銭舗→貨桟→荷主ないし外国銀行（買辦）→洋行買辦→貨桟→荷主の流れで貸し付けが行われる。

跑合兒：天津における輸出商と外客の間の仲介者。

例えば毛皮の取引においても、毛莊が皮莊に入れ替われば、ほぼ同様の流通経路が存在した。南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会編『支那毛皮』南満洲鉄道株式会社、1929年、89頁。

(229)『北支那の羊毛』60–73頁。

(230) 図中の業者については以下を参照。

出撥子：牧羊の後を追って交易に従事する行商人で、日用雑貨品・布・雑穀・食料品を携行して対価として生蓄の皮革・獣毛を取得する。

幹毡的：漢族で、モンゴル人のフェルト製造のためモンゴル奥地に出稼ぎをし、フェルトの工賃として羊毛を取得する者。

毛販子：モンゴルの奥地で羊毛の買い付けを専業とする者。モンゴル人に手付け金を渡し、時期を指定して羊毛を搬出させ現物を受け渡す際には雑貨を交付して決済する。

歇家：雑貨舗ともいい、奥地に出撥子を出し、また羊毛などの物品を携帯するモンゴル人を店内に誘導して携帯品の販売を受託し、モンゴル人には雑貨を供給する。

跑合兒：経記ともいい、一種の仲買商人で、羊毛取り扱い商人の間を往来して売買を仲介して手数料を得る。

毛桟：毛店、皮毛店、皮毛桟、貨桟ともいわれ、上記の貨桟と同様の機能をもつ。

満蒙毛織株式会社原料調査班『北支ニ於ケル獣毛及獣皮事情』25頁。

(231) 同時期の西寧の場合、直接生産者から購入する場合、羊毛商人から入手する場合、大販子といわれる仲買人を通じる場合の三種類があった。大販子は購入者と売買契約を結ぶと、買い付け人ないし代理人を羊毛産地に派遣し、彼らは歇家に赴き、大販子と歇家の間で為された注文の履行を求める。一方、歇家は手代及び助手を買い付け人として派遣し、羊毛を集めたとされる。Chin, *op. cit.*, pp. 105–107.